

夢・未来・希望輝く
「舞鶴っ子」育成プラン

(平成27年度～31年度)

平成27年3月

舞 鶴 市



はじめに

今日、我が国の子どもや子育てを取り巻く環境は、少子化・核家族化に加え、女性の社会進出や働き方の多様化などにより急速に変化してきています。

この影響を受け、子育ての中心となる「家庭」において、子どもとの関わりが分からない親世代の増加や、親以外の家族による子育て力の低下とともに、共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりなど、子育てに対する様々な課題が生じてきております。

また、これまで家庭での子育てを支えてきた「地域」においても、近隣同士のつながりの希薄化が進み、子どもやその親と接する機会も少なくなってきました。

このような状況において、本市では、全国に先駆けた「舞鶴版地方創生」の実現に向けて、まちづくりの最重点事項に「心豊かに暮らせるまちづくり」を掲げ、教育、医療、福祉、子育てなどの環境の充実に取り組んでいくこととしております。そして、家族や地域にとってかけがえのないタカラモノである子どもの健やかな成長や子育てを支援することによって、子どもとその家族の幸せはもとより、舞鶴の輝かしい未来を創造するため、このたび、本市の子ども・子育て支援の方向性を示した『夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン』を策定いたしました。

本計画では、育てたい子ども像を、「自分自身を愛し、他の人も愛することができ、安心して自分の可能性を發揮でき、生まれ育った地域への愛着が持てる子ども」とし、このような子どもの育成に努めてまいります。

また、子育て環境の充実に向けた様々な施策を積極的に推進し、今後も、市民の皆様や関係機関・団体と一層の連携を図り、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまち・舞鶴」の実現に尽力して参りますので、皆様には引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あとになりましたが、計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました「舞鶴市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました市民並びに関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

舞鶴市長 多々見良三

夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

【目次】

第Ⅰ部 総論	ページ
第1章 計画の概要	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	6
3. 計画期間	7
第2章 舞鶴市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境	8
1. 少子化の状況	8
2. 家庭・就労の状況	15
3. 今後の人口の推移	20
第3章 計画の基本的な考え方	22
1. 育てたい子ども像	22
2. 基本的な政策目標	22
3. 基本的な施策の方向	23
第Ⅱ部 各論	
第1章 舞鶴市の子ども・子育て支援施策の実施計画	27
1. 子ども・子育て支援施策・サービスの体系	27
2. 子ども・子育て支援施策・サービスの展開	28
[施策1] 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり	28
[施策2] 家庭における子育て力を高める取組の推進	32
[施策3] 安心して産み育てられる環境づくりの推進	36
[施策4] 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実	40
[施策5] 地域における子どもの育ちの支援と 安全に安心して子育てができるまちづくりの推進	45

第2章 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の 提供体制の確保等に関する計画（※子ども・子育て支援事業計画）	52
1. 確保等に関する計画策定の背景等	52
2. 計画の内容	54
(1) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供区域の設定	54
(2) 給付やサービス提供における保護者の就労時間の下限設定	54
(3) 教育・保育事業	54
(4) 地域子ども・子育て支援事業	57
(5) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供及び 教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	69
 第3章 計画の策定・推進体制等	70
1. 計画策定の体制・経過	70
2. 計画の進行管理	72
3. 行政の推進体制	73
4. 地域における推進体制	73
5. 用語説明(※印についての説明を記載)	74



第 I 部
総 論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「子ども・子育て支援」について、これまで、平成22年3月に策定した「舞鶴市次世代育成支援対策推進行動計画（舞鶴市子育てアクションプラン）後期計画（平成22年度～平成26年度）」（以下「前計画」という。）にそって、「みんなで支える 子どもの安心と豊かな育ち」を基本理念とし、

- ・つながりの中で子育ての喜びが実感できるまち
- ・子育てと仕事が両立できるまち
- ・すべての子どもが安心して暮らせるまち
- ・子育て支援のネットワークがひろがるまち

の4つを計画目標の柱として位置付け、その目標を実現するため、5つの基本方針に沿って、取り組みを進めてきました。

前計画の評価と課題

計画に位置付けた保育やその他預かり事業等は、量的には、ほぼ計画どおり進捗し、市民ニーズに対応した事業の提供体制の充実が図れましたが、未実施の事業については、必要に応じた適切な対応について、また、その他の事業については、質的な向上、情報提供の工夫等についての検討が課題となっています。

◇基本方針に沿った目標事業量の達成状況

事業名	指標	計画期間内の達成目標 (平成26年度)	進捗状況 (平成25年度)
ファミリー・サポート・センター	会員数	800	796
ショートステイ	箇所数	2	2
ショートステイ（障がい児）	箇所数	3	2
トワイライトステイ	箇所数	2	2
地域子育て支援拠点（センター型）	箇所数	3	3
地域子育て支援拠点（ひろば型）	箇所数	2	2
放課後児童クラブ	クラブ数	23	26
就学児童等タイムケア（障がい児）	箇所数	6	6
一時預かり（保育所（園）以外）	箇所数	2	0
通常保育	*2待機児童	なし	なし
延長保育	箇所数	全保育所（園）	14/18保育所（園）
障害児保育	箇所数	全保育所（園）	全保育所（園）
特定保育	箇所数	1	1
一時預かり（保育所（園））	箇所数	全保育所（園）	全保育所（園）
病児・病後児保育	箇所数	1	1
休日・夜間保育	箇所数	1	0
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問)	訪問率	100%	90%

子ども・子育てを取り巻く環境の変化

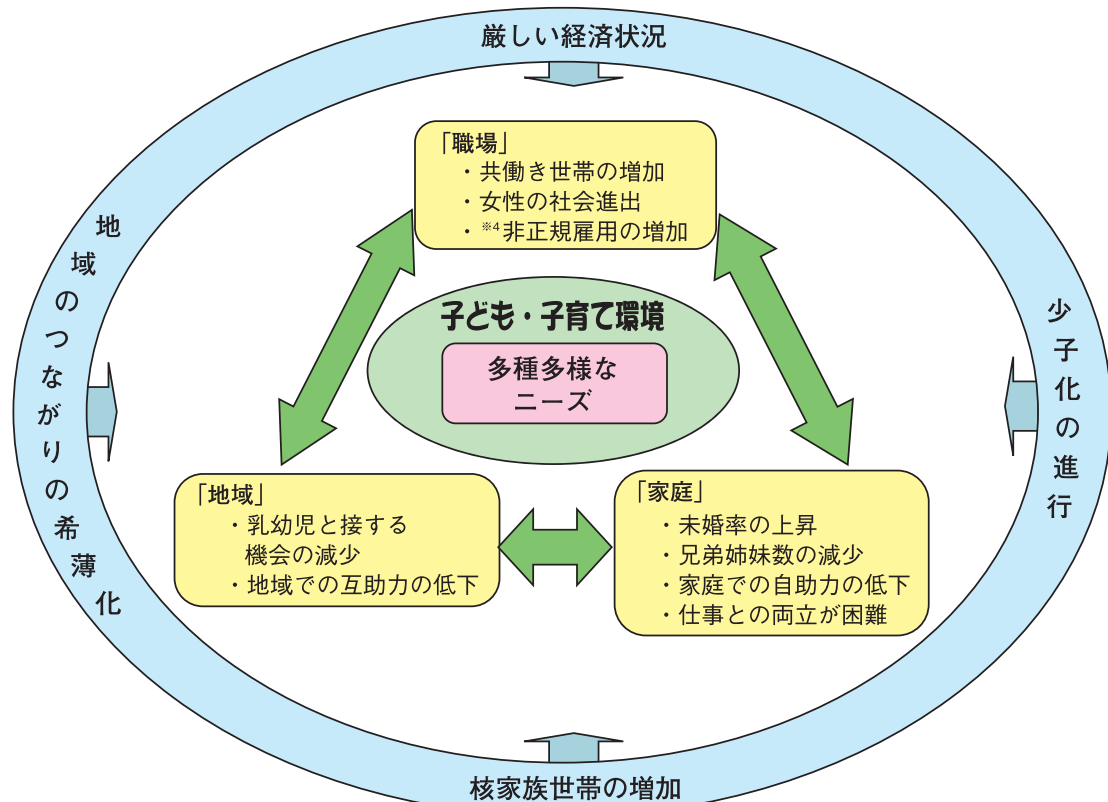
この間の、本市における子どもや子育てを取り巻く環境を見ると、国同様、出生率の低下に伴い、少子化が急速に進行し、平成22年の合計特殊出生率^{※3}（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.86であり、国平均よりも高いものの、人口を維持するために必要な2.07を下回っています。

また、核家族化による家庭での子育て力の低下に加え、女性の社会進出に伴い、待機児童はないものの、子どもの低年齢時からの保育ニーズの増加や、子どもと接する時間の減少、急な残業や子どもの急病への対応、職場での子育ての理解等、仕事と子育てを両立できる環境が必ずしも十分でない状況が見られます。

さらに、地域のつながりの希薄化等により、出産や子育てに、不安や孤立感を感じている家庭も見受けられ、特に、転勤などによる転入世帯の多い本市では、地域に馴染みがないとともに、親族等による身近かな支援が受けられず、出産や子育てに不安や孤立感を感じる世帯が多く見られます。

【子ども・子育てを取り巻く環境の変化】

子育てを取り巻く環境は、少子化をはじめ、核家族化や地域社会の変化に伴う「つながりの希薄化」に加え、雇用面における「女性の社会進出」、「働き方の変化」などから大きく変化してきました。



国の動向

この間、国では、これまで、平成 15 年に制定された「次世代育成支援推進対策法」^{※1}に基づき、子ども・子育て支援を含む少子化対策に対して、総合的に取り組みを進めてきました。

しかしながら、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な幼児期における質の高い学校教育・乳幼児期の保育を、地域のニーズに応じて総合的に提供するため、幼保一体化を含む「新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」や、国や地域を挙げて「子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築」等について検討がなされたところです。

この結果、平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付、地域子ども・子育て支援事業の創設や、認定こども園法の改正等^{※5}が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年 4 月からは、この 3 法に沿った「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

この新たな制度のもとでは、「『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指す」との考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供、保育やサービスの量的拡充・質の向上、家庭や地域における子育て支援等を総合的に推進していくこととされています。

前計画は、平成 27 年 3 月末で終了することから、この前計画を抜本的に見直し、国の動向を踏まえつつ、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応しながら、子どもの豊かな育ちにつながる支援のあり方、子どもにとって一番身近な家庭での子育て力の向上への支援のあり方、子どもの育ちや子育てに対する地域での支援のあり方など、本市の抱える課題に取り組むため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、平成23年8月に策定した「新たな舞鶴市総合計画」をはじめ、「舞鶴市地域福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図ります。

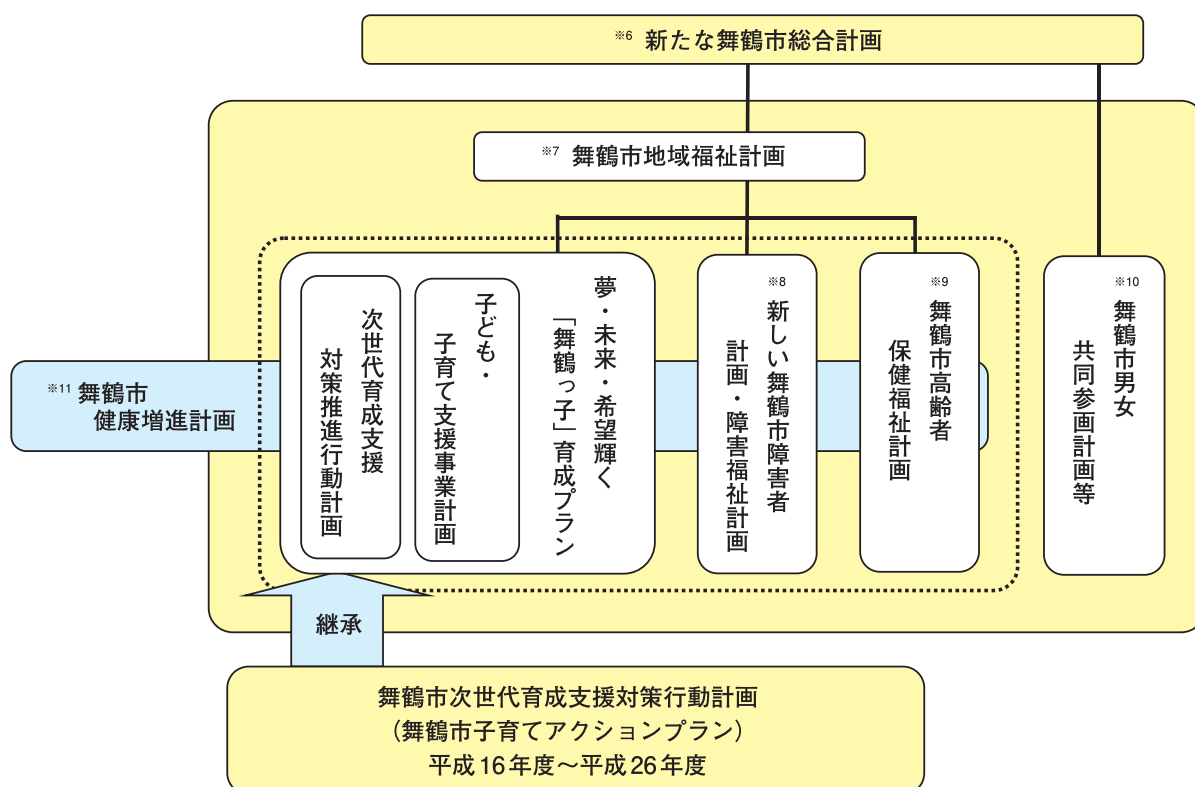
また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（本計画の「第Ⅱ部 第2章 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」部分）を含めて、子ども・子育て支援法に基づく国の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえたものとなっています。

また、少子化と人口減少を克服することを目指し、次世代育成支援対策法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」も包含する、本市の子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

「子ども・子育て支援法の基本理念」

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

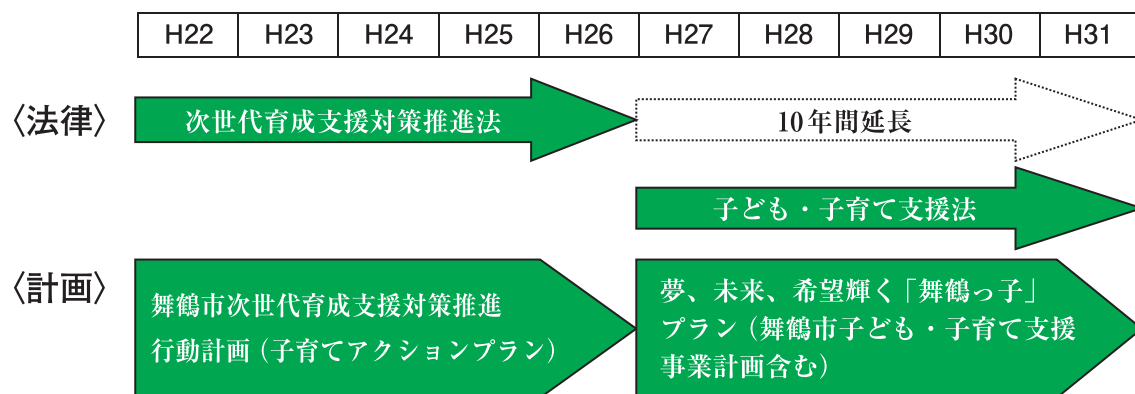
本市における他計画との位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

計画期間中に、実施する取り組みについての調査や評価（中間評価:平成 29 年度）を行い、目標年度に向けて効果的な施策の展開に努めるほか、目標年度には本計画の達成状況等を最終的に評価するものとします。



第2章 ▶▶ 舞鶴市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境

1 少子化の状況

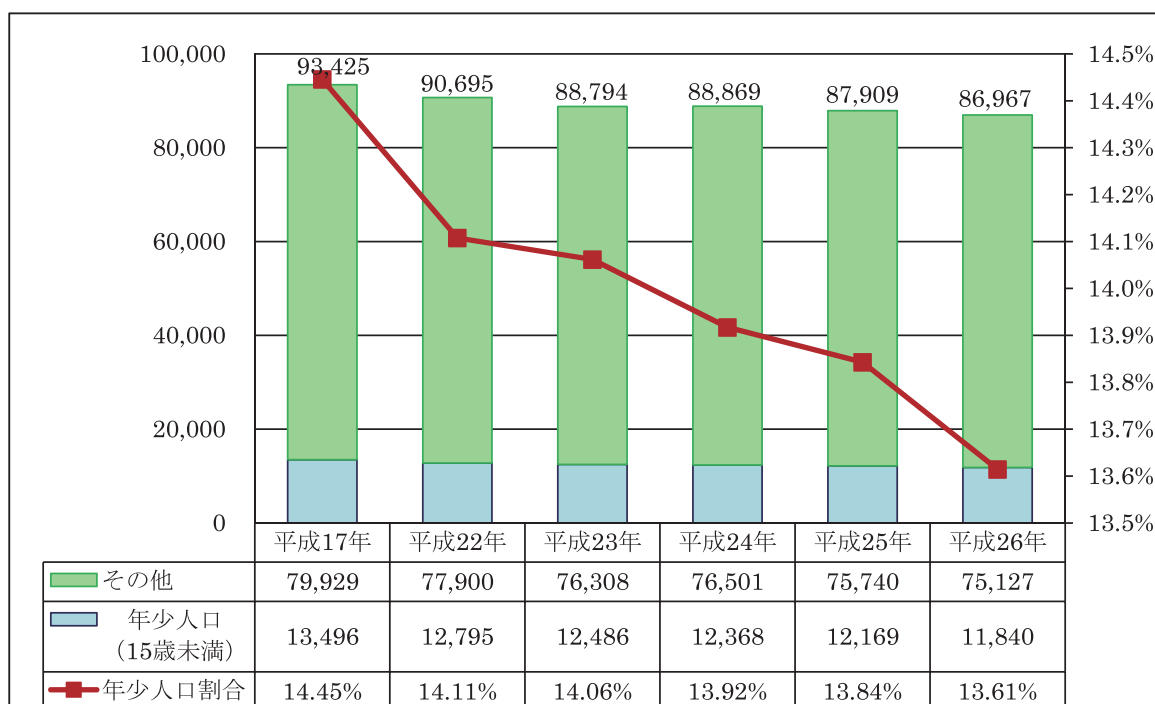
(1) 少子化の動向

① 総人口と年少人口の推移

本市の総人口は、平成22年90,695人から26年86,967人となり、減少傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）も12,795人から11,840人に、年少人口割合にすると14.11%から13.61%となり、総人口と同様に減少傾向で推移しています。

図表1：総人口と年少人口の推移

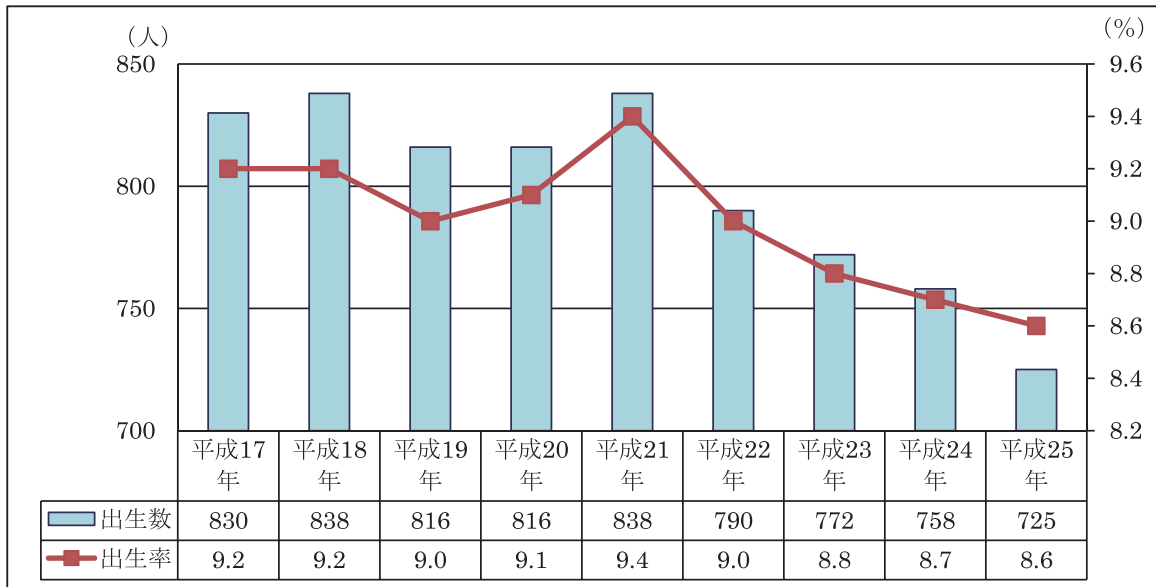


住民基本台帳(外国人含む)より
資料:舞鶴市総務課(各年4月1日現在)

②出生数、出生率の推移

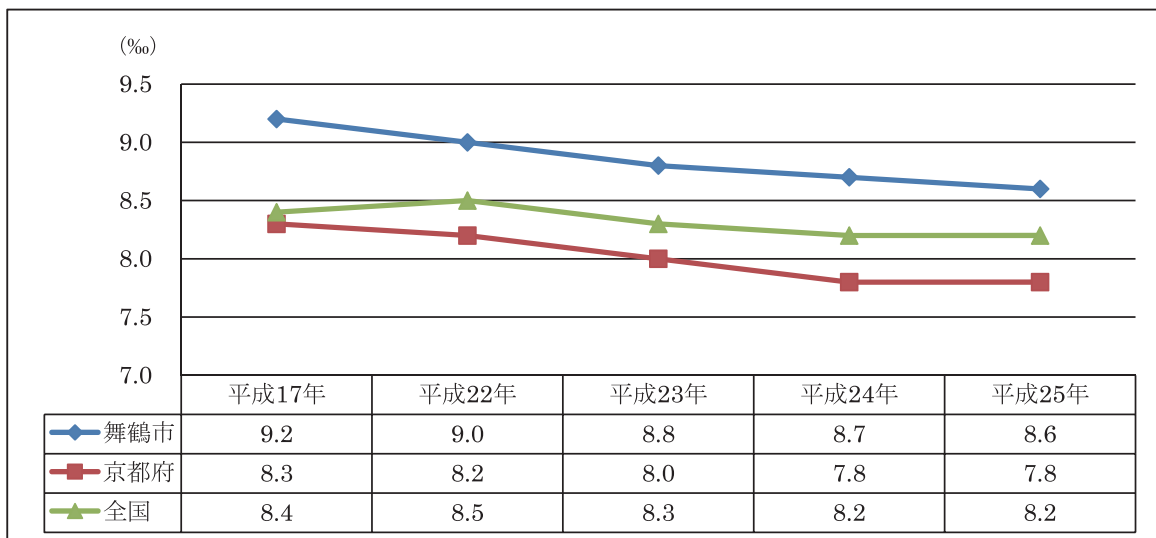
本市の出生数は、平成25年で725人となり、5年前の平成20年（816人）と比較すると約11%減少しています。また、出生率も平成21年以降減少傾向が続いていますが、全国、京都府と比較すると高い値となっています。

図表2：出生数、出生率の推移（舞鶴市）



出生率：人口千人対、京都府福祉統計他

図表3：出生率の推移の比較

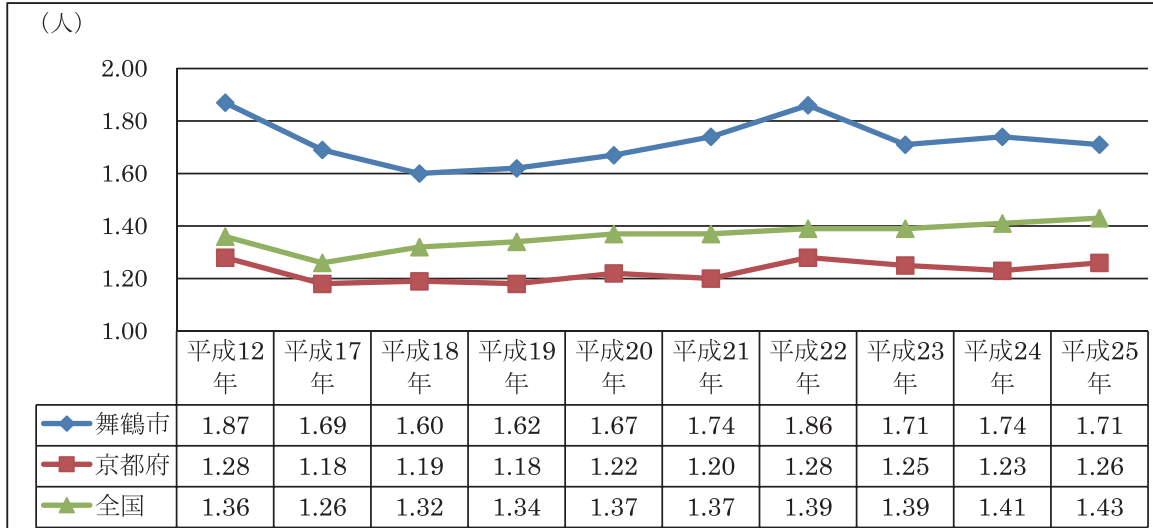


資料：京都府福祉統計他

③合計特殊出生率の状況

全国においては、平成17年以降はわずかですが上昇傾向がみられます。本市においても、平成18年以降から上昇傾向がみられますが、平成22年の1.86をさかいに下降傾向にあり、平成25年では1.71となっていますが、全国、京都府と比較すると高い値となっています。

図表4：合計特殊出生率の推移

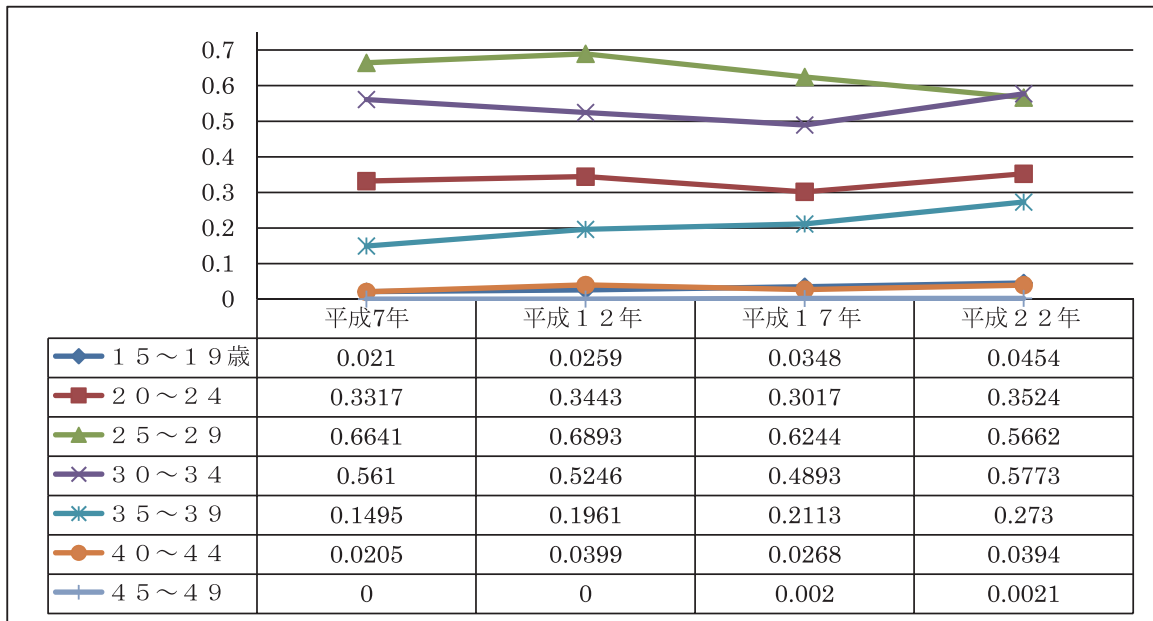


資料：舞鶴市総務課

④母親の年齢階層別合計特殊出生率の状況

本市における年齢階層別の合計特殊出生率をみると、平成7年、12年、17年は25～29歳が最も高い値となっていますが、平成22年は、30～34歳が最も高い値となっています。

図表5：母の年齢階層別合計特殊出生率の状況



資料：国勢調査

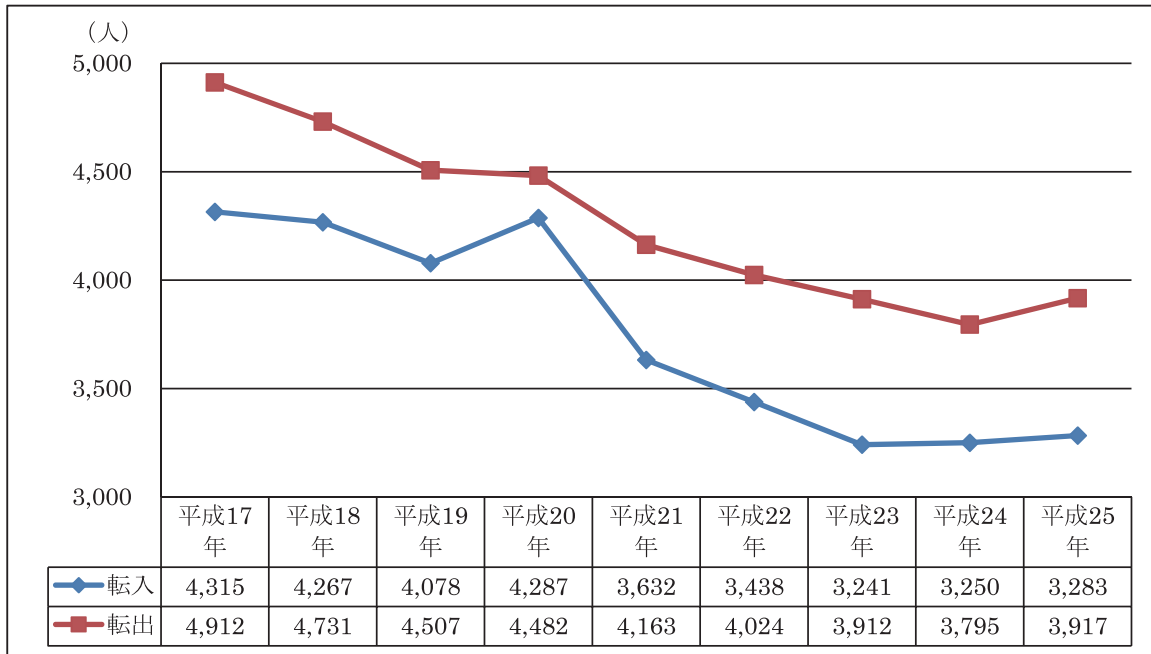
⑤転入と転出の推移

平成17年以降、転出者は減少傾向となっていましたが、平成25年はやや増加しています。

転入者は、平成20年から減少していますが、平成24年以降はやや増加しています。

転入者は、平成25年では3,283人、転出者は3,917人となっており、転出者数が転入者数を634人上回っています。

図表6：転入と転出の推移



資料：舞鶴市統計書

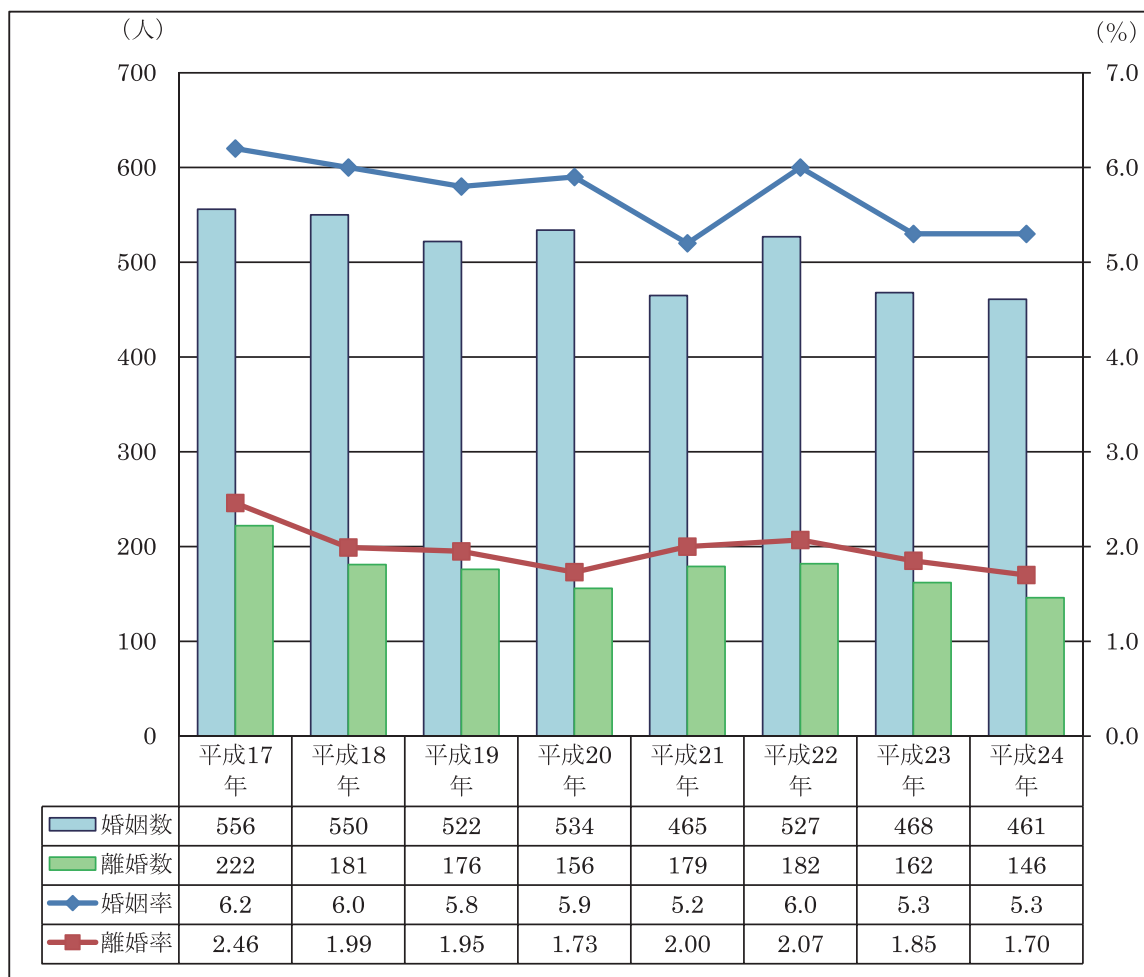
(2) 婚姻の動向

① 婚姻・離婚の推移

本市の婚姻数は、平成22年に527件と増加しましたが、平成23年以降は減少し、平成24年は461件と最も少なくなっています。婚姻率（人口千人あたり）は平成24年で5.3%となっています。

また、本市の離婚数は、平成17年から平成20年にかけて減少し、平成21年に増加したものの平成22年からは減少しており、平成24年には146件と最も少ない件数になっています。離婚率（人口千人あたり）は、平成17年では2.46%でしたが、平成24年では1.7%となり、離婚率は低くなっています。

図表7：離婚数、離婚率の推移



資料：京都市福祉統計

②夫婦の平均初婚年齢の状況

平成18年では、全国、京都府とも夫が30歳、妻は28歳、本市では夫が29歳、妻が27歳でしたが、平成24年では、全国、京都府ともに夫が31歳、妻が29歳、本市では、夫が30歳、妻が28歳でいずれも上昇傾向にあります。

図表8：夫妻の平均初婚年齢の推移

(単位:歳)

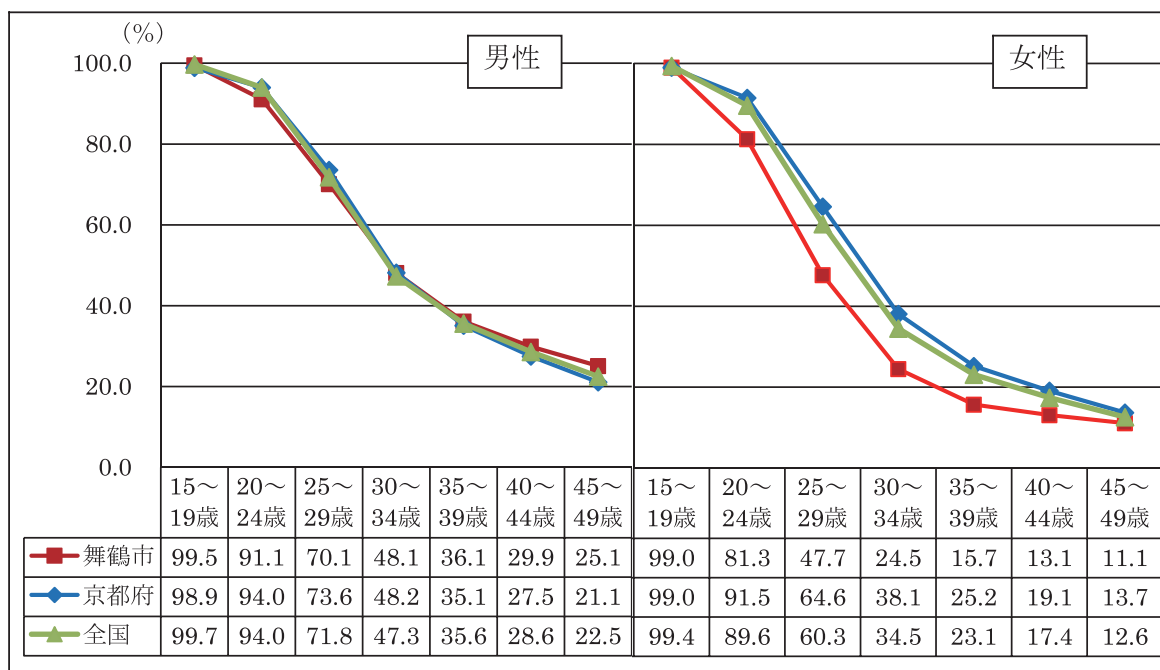
区分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全国	男	29.8	30.0	30.1	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9
	女	28.0	28.2	28.5	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2	29.3
京都府	男	29.9	30.1	30.3	30.3	30.6	30.9	30.9	31.1	31.3
	女	28.3	28.4	28.7	28.7	28.9	29.2	29.3	29.5	29.6
舞鶴	男	29.3	29.4	29.2	29.2	30.3	30.2	30.3	29.9	集計中
	女	27.7	27.4	27.7	27.7	26.0	28.3	28.8	28.6	集計中

※各年に同居し届け出たものについての集計
資料:京都府保健福祉統計

③未婚率の状況

国勢調査によると、本市の平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が48.1%で約2人に1人、35～39歳が36.1%で約3.5人に1人が未婚者となっています。各年代において、全国、京都府と同程度の未婚率になっています。

図表9：未婚率の国・府との比較状況

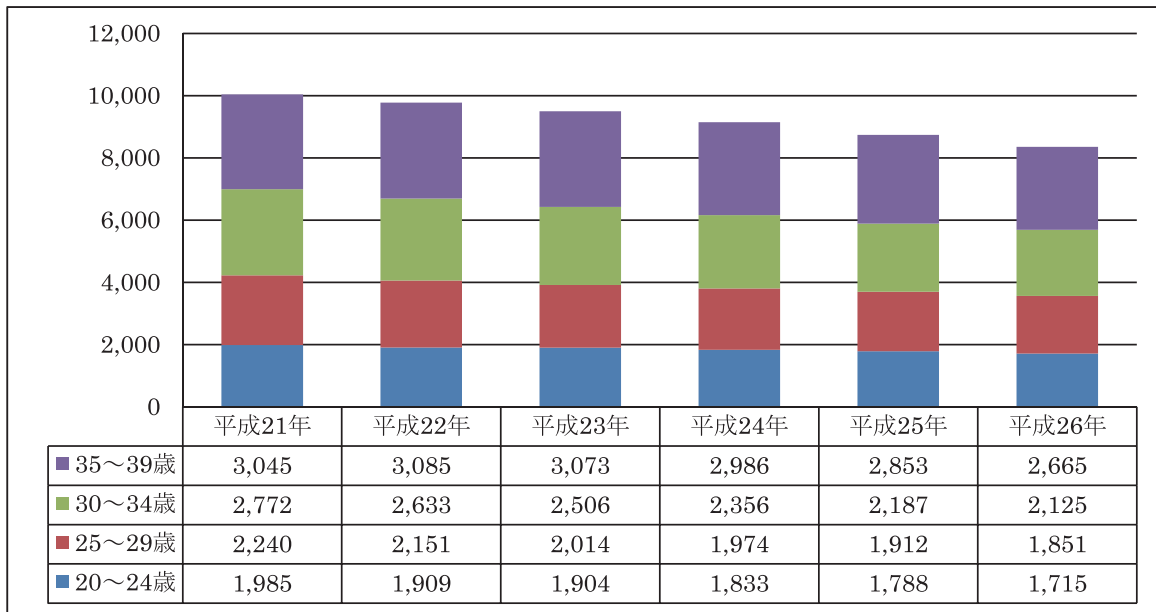


資料:国勢調査

④若年女性の人口の推移

本市では、各年代すべて年々減少しており、平成21年と比較して、平成26年では、20～24歳では1,715人(約13%)、25～29歳では1,851人(約17%)、30～34歳では2,125人(約23%)、35～39歳では2,665人(約21%)の減少となっています。

図表10：若年女性の人口の推移



資料：平成26年までは住民基本台帳の実績

2 家庭・就労の状況

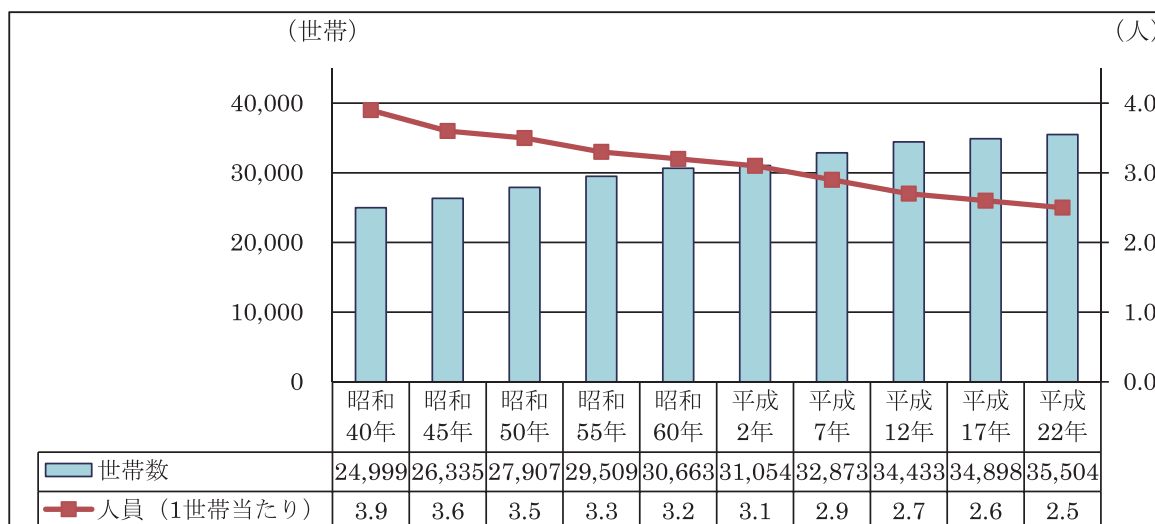
(1) 世帯の状況

①世帯数及び1世帯あたりの人員の推移

本市の世帯数は、増加傾向にあり、平成22年では35,504世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員については、年々減少を続けており、平成22年では2.5人と核家族化が進行しています。

図表 11：世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

②世帯構成の推移

核家族世帯の増加に伴い、三世帯同居世帯は減少傾向にあり、昭和60年の4,706世帯が、平成22年には2,295世帯まで減少しています。

図表 12：世帯構成の推移

(単位：世帯)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	30,600	30,932	32,628	33,941	34,551	35,395
核家族世帯	18,648	18,988	19,697	20,614	20,665	20,618
その他の親族世帯	6,493	6,086	5,588	4,931	4,414	3,735
三世帯世帯	4,706	4,219	3,624	3,470	2,937	2,295

資料：国勢調査

③世帯の家族類型の推移

平成22年では、18歳未満の子どもがいる親族世帯のうち、核家族世帯は6,801世帯となっており、その他の親族世帯1,515世帯よりも多くなっています。

また、その他の親族世帯のなかでは、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」が528世帯と最も多くなっています。

図表 13：世帯の家族類型の推移

(単位：世帯)

家族類型別	平成17年	平成22年	6歳未満	18歳未満
			親族の いる世帯	親族の いる世帯
総数	34,551	35,395	3,515	8,350
A 親族世帯	25,079	24,353	3,510	8,316
I 核家族世帯	20,665	20,618	3,024	6,801
(1) 夫婦のみ	8,205	8,181		
(2) 夫婦と子ども	9,491	9,234	2,793	5,797
(3) 男親と子ども	452	450	7	86
(4) 女親と子ども	2,517	2,753	224	918
II その他の親族世帯	4,414	3,735	486	1,515
(5) 夫婦と両親	200	203		
(6) 夫婦とひとり親	880	848		
(7) 夫婦、子どもと両親	700	500	138	396
(8) 夫婦、子どもとひとり親	1,405	1,036	141	528
(9) 夫婦と他の親族（親、子を含まない）	81	77	5	17
(10) 夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	280	281	64	210
(11) 夫婦、親と他の親族（子を含まない）	61	53	6	12
(12) 夫婦、子ども、親と他の親族	244	173	91	157
(13) 兄弟姉妹のみ	132	147		1
(14) 他に分類されない親族世帯	431	417	41	194
B 非親族世帯	62	175	5	20
C 単独世帯	9,410	10,867		14

資料：国勢調査

(2) 就労の状況

①男女別の就業状況

平成 22 年における 15 歳以上人口のうち、就業者は 42,110 人で、就業率は 55.3% となっています。男女別にみると、男性約 67% に対し、女性約 43% にとどまっており、女性の就業率が低い状況となっています。

図表 14：男女別の就業状況

(単位:人、%)

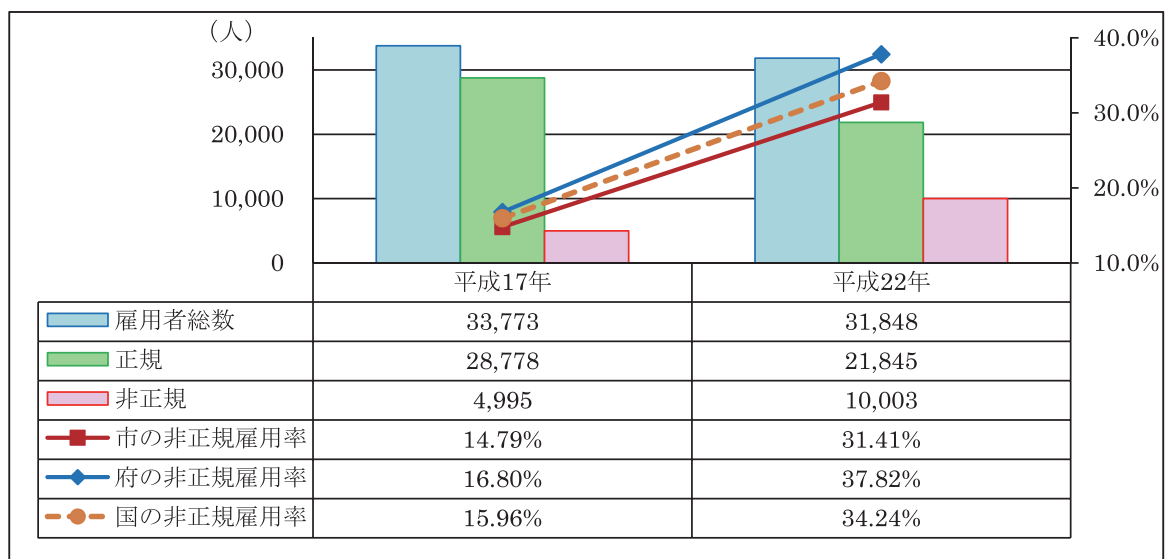
区 分		総数 (A)	労働力人口			非労働力 人口	就業率 (B/A)	備考
			総数	就業者 (B)	完全 失業者			
平成 17 年	男性	38,482	28,130	26,476	1,654	9,602	68.8	不詳は 1,090 人
	女性	39,626	17,811	17,082	729	21,475	43.1	
合 計		78,108	45,941	43,558	2,383	31,077	55.8	
平成 22 年	男性	37,940	27,044	25,547	1,497	9,231	67.3	不詳は 3,322 人
	女性	38,186	17,240	16,563	677	19,289	43.3	
合 計		76,126	44,284	42,110	2,174	28,520	55.3	

資料:国勢調査

②非正規就業者数の状況

舞鶴市の平成 22 年における 15 歳以上人口のうち、雇用者就業者数は 31,848 人で、正規雇用者は 21,845 人、非正規雇用者は 10,003 人となっており、非正規雇用者は、平成 17 年比べて約 2 倍に増加しています。国、府においても、非正規雇者の割合が増加傾向になっています。

図表 15：非正規就業者数の推移



資料:国勢調査

③年齢別労働力率の推移と比較（女性）

平成 22 年時点の女性の労働力率は、全国と京都府と比較すると 25～29 歳、30～34 歳で労働力率の割合が低くなっていますが、本市において平成 12 年以降はその割合が上昇傾向にあり、^{※12}M 字カーブを描く傾向が続いています。

図表 16：年齢別労働力率の推移と比較（平成 22 年）

（単位：％）

	舞鶴市				京都府	全国
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15～19 歳	16.5	13.2	14.4	14.2	16.2	14.9
20～24 歳	76.8	75.1	75.1	73.6	61.5	66
25～29 歳	62	60.7	67	68.3	74.3	72.4
30～34 歳	49.7	51.6	58.8	64.6	66.4	64.7
35～39 歳	56.1	59.9	59.3	65.5	63.9	64
40～44 歳	68.9	59.1	70.5	69.7	68.2	68.4
45～49 歳	71.9	73.1	72.6	76.5	71.3	72.2
50～54 歳	66.5	58.9	69.4	73.1	69.9	70.5
55～59 歳	57.1	60.2	61.7	62.5	60.7	61.8
60～64 歳	40.7	38.5	40.8	47.3	46	45.7
65～69 歳	30.6	27	27.8	29.7	29	27.7
70～74 歳	23.2	20.3	18.5	19.2	17.7	16.6
75～79 歳	14.9	13.9	13	12.9	11.1	9.9
80～84 歳	9.5	8.2	8.4	8.5	7.1	6
85 歳以上	5.2	4.9	3.1	4.7	3.2	2.5

資料：国勢調査

④産業別就業者数

就業者を産業別にみると、第 3 次産業の就業者が最も多く、次いで第 2 次産業となっています。また年代別では 30～39 歳の就業者が最も多くなっています。

図表 17：産業別就業者数（平成 22 年）

（単位：人）

区 分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	計
15 歳～19 歳	4	82	593	679
20 歳～29 歳	44	1,087	4,430	5,561
30 歳～39 歳	98	2,175	6,211	8,484
40 歳～49 歳	83	1,935	5,862	7,880
50 歳～59 歳	142	1,903	5,593	7,638
60 歳～64 歳	200	1,116	2,776	4,092
65 歳～	1,034	725	2,441	4,200

資料：国勢調査

⑤主要産業別の主な就労状況

本市の常住地別の就業者数をみると、第1次産業では自宅、第2次産業では自宅外の自市町村がそれぞれ最も多くなっています。

また、市内（自宅及び自宅外の自市町村）で働く人は、35,804人で全体の約85%を占め、多くの人が市内で働いている状況となっています。

図表 18：主要産業別の主な就労の場（平成22年）

（単位：人）

区 分	総数	自宅	自宅外の 自市町村	府内他 市町村	他県
総 数	42,110	4,363	31,441	2,762	1,501
第1次産業	1,605	1,217	350	30	2
農業	1,354	1,116	216	20	0
林業	26	0	19	7	0
漁業	225	101	115	3	2
第2次産業	9,023	671	6,569	863	740
鉱業、採石業、砂利採取業	12	0	10	1	0
建設業	3,752	409	2,470	172	592
製造業	5,259	262	4,089	690	148
第3次産業	27,906	2,091	23,064	1,819	724
電気・ガス・熱供給・水道業	453	0	339	24	86
情報通信業	119	12	72	22	10
運輸業、郵便業	1,708	32	1,347	231	76
卸売・小売業	6,055	718	4,722	450	118
金融・保険業	743	33	608	89	10
不動産業、物品賃貸業	410	67	301	22	14
教育、学習支援業	1,793	88	1,474	203	22
医療、福祉	4,652	148	4,189	212	84
サービス業	6,707	986	4,927	416	293
公務	5,266	7	5,085	150	11
分類不能の産業	3,576	384	1,458	50	35

資料：国勢調査

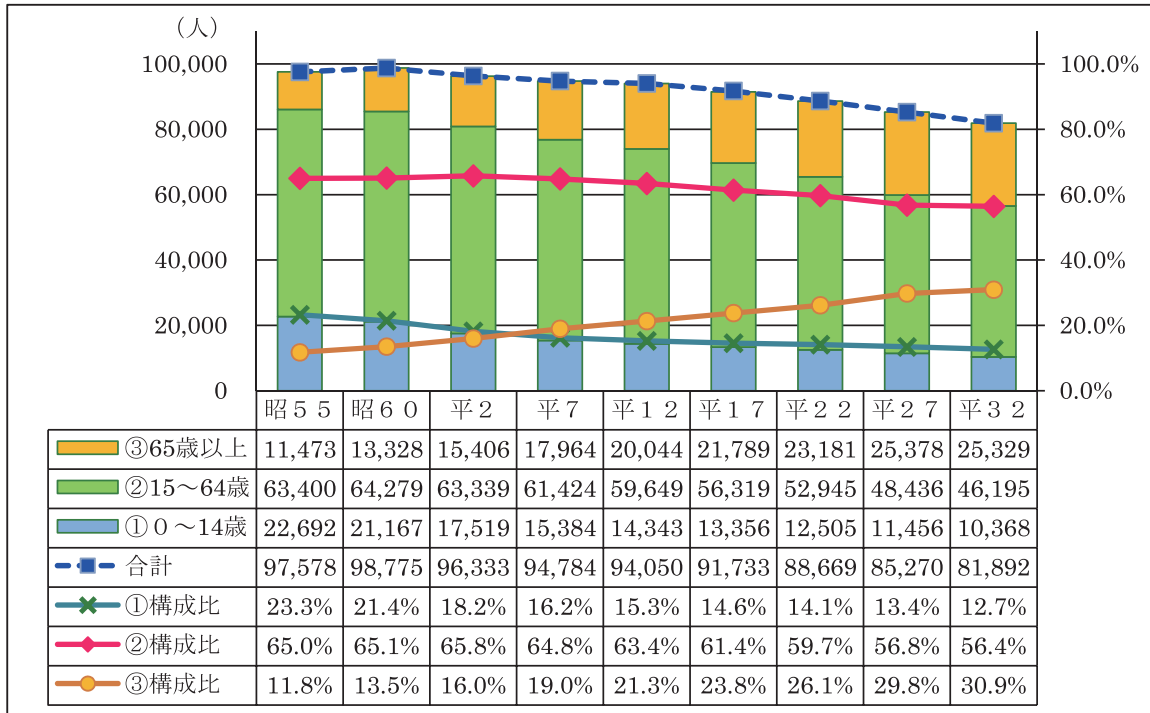
3 今後の人口の推移

(1) 人口の将来推計

舞鶴市の総人口は、昭和60年以降減少傾向にあり、平成22年の国勢調査人口は88,669人となっています。

0～14歳の人口は減少している一方、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

図表 19：人口の将来推計



資料：舞鶴市総務課

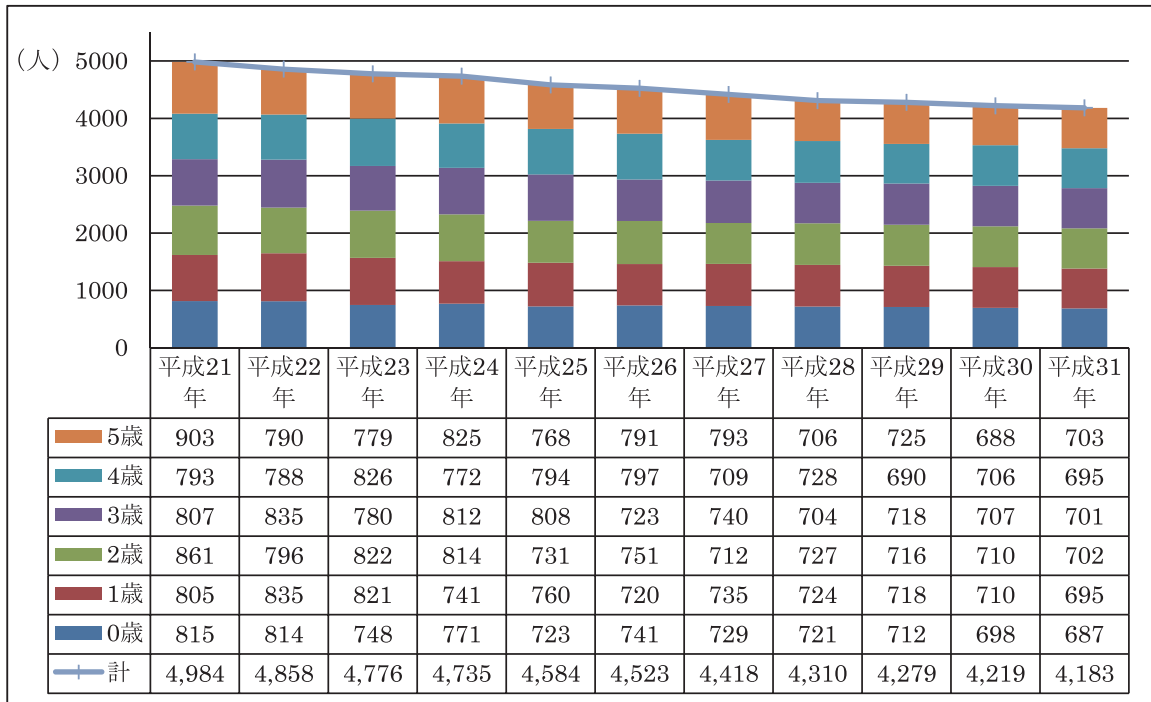
(2) 将来の児童・生徒の人口推計（就学前・小学生）

本市の就学前人口は、平成21年度以降、増減はあるものの減少傾向にあり、平成25年度では、4,584人まで減少しています。

本市の平成26年から平成31年までの人口推計を、平成26年1月20日に国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき算出したところ、就学前人口は、平成21年には4,984人であったものが、平成26年には4,523人、平成31年には4,183人となりました。

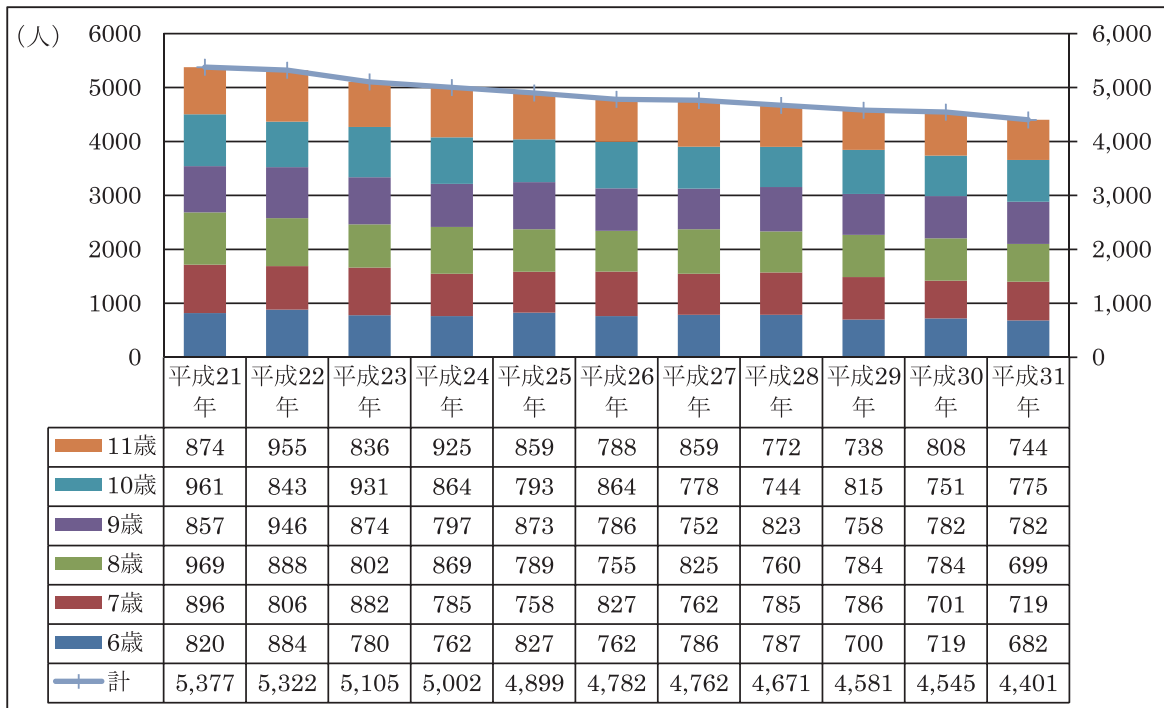
また、小学生人口は、平成21年には5,377人であったものが、平成26年には4,782人、平成31年には4,401人となり、平成21年と比較してそれぞれ18%程度減少傾向がみられ、少子化傾向は今後も続くものと予想されます。

図表 20：就学前の児童数の推移



※平成 21 年～ 25 年は実績、平成 26 年～ 31 年は推計
資料：「子ども・子育て支援事業計画策定における「量の見込み」算出等の手引き」

図表 21：小学生の生徒数の推移



※平成 21 年～ 25 年は実績、平成 26 年～ 31 年は推計
資料：「子ども・子育て支援事業計画策定における「量の見込み」算出等の手引き」

第3章 ▶▶ 計画の基本的な考え方

1 育てたい子ども像

子どもは、限りない能力と様々な可能性を持っています。子どもはその良さや可能性を自分の中から見出し、その内在する力を発揮できる力も備えており、保護者をはじめ大人等の、その子にあったかかわりにより、その良さや可能性を最大限に発揮できるようになります。

このため、まず、子ども自身が自分を愛し自分自身を認めること、そして、自分が大事にされ、愛される存在であることを実感することが必要です。

また、子どもは家族にとっても、地域にとってもかけがえのない存在で、未来をつくる力でもあります。子どもの育ちと子育てを支援することは、子どもや家族の幸せにつながるだけでなく、舞鶴の未来をつくることにもつながります。

舞鶴で生まれ、育った子ども達が、自分自身を愛し、他の人も愛することができ、安心して自分の持つ可能性を発揮できるよう、そして「舞鶴で生まれ、育てて良かった」と地域への愛着がもてるような、そんな子どもを育てることを目指します。

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

2 基本的な政策目標

子どもの健やかで豊かな成長は、誰しもの願いであり、子どもの笑顔には、明日への希望と喜びが感じられます。

また、子育てにも、喜びと感動があります。子どもにとって、笑顔や喜びとなるような子育てや子育て支援を行い、子育ての喜びを、子育ての第一義的責任を有する保護者とともに、地域全体で分かち合えるように、みんなで一緒に取り組み、地域が笑顔であふれるまちづくりを進めます。

子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり

3 基本的な施策の方向

(1) 子どもの豊かな成長

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

子どもの視点に立って、全ての子どもが、自分の持つ良さや可能性を自分の中から見出し、その良さや可能性を最大限に引き出せるように支援を行います。

また、発達における各段階で、必要な経験を積み重ね、次の成長段階にスムーズに移行できるよう、また、各成長段階に応じた育ちや学びが連続性を以って積み重なっていけるよう、保護者や子どもの育ちに関する全ての関係機関が連携し、連続性や一貫性のある支援を行います。

(2) 親子で育つ喜びの子育て

親と子の関わりが始まる妊娠期から、生まれてくる子どもを持つことの夢や喜びが感じられるよう、子どもを安心して妊娠・出産ができる環境づくりを進めます。


また、出産後も切れ目なく、親が子どもと関わり、子育てする中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に大きな喜びや生きがいを感じることができるように支援を行います。

子育て世帯が安心して、楽しみながら子育てできるように、不安や孤立感を軽減することとともに、家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

(3) 家庭と地域が一体となって進める子育て支援

子育てについての第一義的責任者は父母等保護者ですが、子どもは地域にとっても、希望であり、未来をつくる力でもあります。子どもの豊かな育ちや子育てを支えることは、地域での重要な未来への投資です。

このため、家庭だけではなく、行政や地域、幼稚園・保育所（園）、学校、企業等、子ども・子育て支援に関わる全ての担い手が、自らの課題として、様々な立場でその役割を担いながら、一体となって子育て支援を進めます。

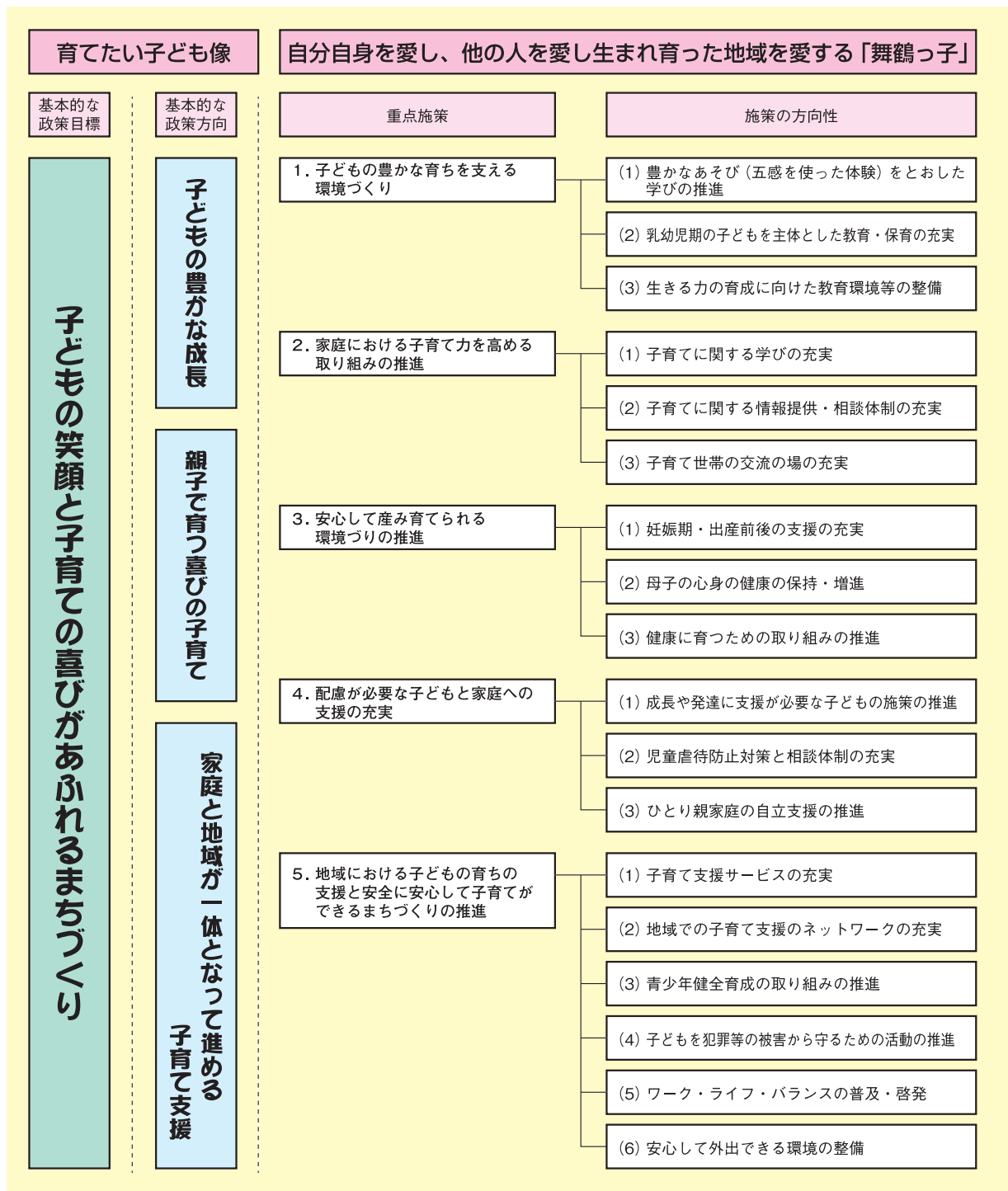


第Ⅱ部
各 論

第1章 舞鶴市の子ども・子育て支援施策の実施計画

1 子ども・子育て支援施策・サービスの体系

本計画では、3つの基本的な施策の方向である「子どもの豊かな成長」「親子で育つ喜びの子育て」「家庭と地域が一体となって進める子育て支援」に沿って、以下の5つの重点施策及びその方向性を定め、施策やサービスの実施に取り組むこととします。



2 子ども・子育て支援施策・サービスの展開

【施策 1】子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」を育成するため、家庭や、子育て支援団体、幼稚園・保育所（園）、学校等関係機関が、0歳から15歳まで、子どもの発達段階に応じた豊かな成長を支える取り組みを進めます。

（1）豊かなあそび（五感を使った体験）をととした学びの推進

現状と課題

近年、少子化や核家族化が進む中、地域や家庭で異年齢間の子どもが一緒になって遊ぶ機会の減少、塾や習い事の増加、外遊びへの不安、携帯型ゲームやインターネットの普及などにより、子どもを取り巻く遊び環境（仲間・時間・空間・方法）が大きく変化してきています。

このような社会的影響を受け、本来、さまざまな体験や「あそび」によって培われる乳幼児期の創造性・社会性・感性・身体能力が育ちにくくなっています。

今後の方策

「あそび」は、人が本来持つ能力を伸ばし、人格形成の基礎づくりとなるもので、子どもは、成長・発達段階に応じた「豊かなあそび（五感を使った体験）」により、心身や社会性・情緒面等の発達が促進されていきます。

「豊かなあそび」を通して、子どもの主体的・自発的な活動を促し、様々な可能性をもつ子どもが育つような環境づくりを進めます。

また、子どもの育成・教育の基本は家庭にあることから、家庭での「豊かなあそび」の普及促進に一層努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
幼稚園・保育所（園）における「豊かなあそび」の推進	一人ひとりの子どもの豊かな感性、表現力、創造性の芽生えを培う教育・保育を実施するため、五感を使った「豊かなあそび」を主体的に体験できる様々な環境（自然、人、物、事など）づくりに努めます。
地域子育て支援拠点・子育て交流施設等における「豊かなあそび」の推進	地域子育て支援拠点において乳幼児との望ましいかかわり方の普及・啓発に努めます。 また、平成27年度に開設予定の「子育て交流施設」において、「豊かなあそび」の提供や「あそび」の創造と情報発信に努めるとともに、多世代間や家庭、地域における「あそび力」の向上につなげるなど、子どもの育ちや学びを支える環境づくりを行います。
誰にも優しい、ゆとりとうるおいのある公園整備	子どもたちの安全な遊び場として、快適な生活環境の創造に向けた身近な公園の維持・整備に努めます。 また、特色のある公園整備を図ることで、乳幼児から高齢者までの多世代が憩える場所、心豊かな生活が感じられる場所となる空間づくりに努めます。

(2) 幼児期の子どもを主体とした教育・乳幼児期の保育の充実

現状と課題

幼稚園では、集団生活や遊び・体験を通して社会性、主体性を身に付けさせると共に、自立心を育み、興味関心を示せるような活動を行うなど、教育の充実に努めています。

また、保育所（園）では民間と公立が連携し、保護者ニーズへの対応や待機児童なしを堅持するとともに、保育の質の向上研修を実施するなど、保育の充実に努めています。

その中で、年齢による子どもの発達や学びを見通した質の高い教育・保育の提供、小学校教育との連携・接続の強化・改善などが課題となっています。

今後の方策

次世代を担う子どもたち一人ひとりが、※14 自己肯定感を持ち、仲間と共に遊び、生活する中で育ちあい、自ら考え、発見し、創り出し、表現する力を育てる、子どもを主体とした教育・保育を目指します。また、公開保育・研修事業を拡充し、さらなる教育・保育の質の向上に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
幼稚園・保育所（園）における教育、保育の充実	0歳児～5歳児の発達を見通した教育・保育を実施し、一人ひとりの子どもの発達や学びを捉えた、質の高い教育・保育の提供を行います。
幼児教育・保育の質的向上	保育所（園）では、民間と公立が連携し、保育の質の向上を目的とした研修事業を実施し、公開保育、研修会において、専門家による指導助言を受けています。 さらに、幼稚園にも拡充し、幼稚園教諭・保育士のスキルアップを図ります。
幼保小連携の推進	就学前児童の発達や学びを小学校での学習や生活につなげる、連続性を踏まえた幼保小連携事業を推進します。 また、職員相互の連携の充実や研修事業を実施し、0歳～12歳の切れ目のない接続を目指した連携に努めます。
特別支援教育・障害児保育の充実	支援が必要と考えられる子どもの生活やあそびの状況を把握し、適切な保育環境の整備や支援を行うなど、子どもに応じた保育を提供し、健全な発達を支援します。
私立幼稚園保育料の軽減	幼稚園での教育を希望する保護者の保育料の負担軽減を図ります。
私立幼稚園教育の振興支援	私立幼稚園における教育の充実に努めるため、質の向上を図る取り組みを支援します。

(3) 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、情報化や国際化の進展など、社会環境の急激な変化等によって、様々な教育課題が生じており、家庭や地域においても児童生徒の社会性を育成する力が弱まっています。

また、児童生徒の学習意欲の低下や家庭での学習習慣の未確立、学習のつまずき等を抱えたまままでの進級・進学、さらには学年の進行とともに増大する不登校等への対応が大きな課題となっています。

今後の方策

「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健康や体力」など、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を一人一人に確実に身に付けさせるため、様々な教育活動を展開します。

本市の課題である学力の充実・向上と学校生活への適応に向け、義務教育9年間を見通した小学校と中学校の円滑な接続と一貫性のある学習指導・生徒指導を行う、小中一貫教育を推進します。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
学力の充実と向上	少人数学級や少人数指導、※16 ティームティーチング など、きめ細かな学習指導を行うとともに、舞鶴市統一学力診断テスト（夢チャレンジテスト）など、夢に向かって切磋琢磨できる教育環境を提供し、児童生徒の学習意欲や学力の向上を図ります。
豊かな心の育成	地域と学校の連携・協力による職場体験や世代間交流、農業体験など、多様な教育活動を推進し、豊かな心の育成を図ります。
健やかな身体の育成	健康的な生活習慣や食習慣の確立による健やかな心身の育成を図ります。
小中一貫教育の推進	学力の向上と学校生活への適応に向け、小学校と中学校の円滑な接続と義務教育9年間を見通した教育を目指し、小中一貫教育を進めます。
いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の推進	舞鶴市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを絶対許さない決意のもと、社会全体で子どもを守るとともに、各学校においては、いじめ防止、早期発見、早期対応のため、組織的に取り組みます。 また、いじめ相談室が学校の支援・指導を行います。
学校における不登校対策の推進	不登校の未然防止に向け、学校での心の居場所や、絆づくりに努めるとともに、各学校に不登校対策担当の教員を明確に位置付け、不登校の児童・生徒にきめ細かく柔軟な対応を組織的に取り組みます。
教育センター「明日葉」の運営	教育支援センター「明日葉」を中心に不登校解消のための取り組みを進めるとともに、カウンセラー（臨床心理士）を配置し、困難事例に対応します。
学校保健の充実	児童・生徒の健康診断、環境衛生、応急処置などの健康管理活動と、保健指導や保健学習などの健康教育活動を通して健康に生活していく能力の育成に努めます。
より豊かな学校給食の充実	児童・生徒の健全育成のため、 ^{※17} 食育を推進するとともに、安心・安全で魅力ある学校給食を進めます。

事業名	事業の概要・方向性
信頼される学校づくり	オープンスクールや学校評価制度を充実するとともに、中学校区ごとに共通した学校教育目標を掲げ、その実現に努めます。
学校と家庭・地域の連携強化	地域社会全体で子どもと学校を支える仕組みづくりとして、 ^{※18} コミュニティ・スクール等の取り組みを推進します。
学校施設の整備	安全・安心に学べる環境を整備するとともに、建物の構造的・機能的な寿命を延ばす更新を計画的に実施します。

【施策 2】 家庭における子育て力を高める取り組みの推進

父母など子育ての第一義的責任を持つ保護者が、子どもの豊かな育ちにつながる子育てを安心してできるよう、子育てに対する学びの場の提供や、情報提供・相談体制の充実に努めるとともに、子育ての不安や孤立化の防止・解消のために、子育て世帯が互いに交流できるような場の充実に努めます。

(1) 子育てに関する学びの充実

現状と課題

核家族化の進行や仕事による転勤等で身近に親族や知人がない家庭が多く、以前なら、祖父母や近隣の地域住民から自然に得ることができた子育ての知識や支援・協力が得られず、子育てに不安を持つ世帯が少なくありません。

このような状況の中、幼稚園・保育所（園）、地域子育て支援拠点等、子どもや保護者に接するいろんな機会を利用して、保護者が子育てを学ぶ機会の提供に努めています。

しかしながら、子育てに不安感を持ちながらも一人で悩んだり、交流の場に参加しない・できない保護者も多くあることから、このような保護者を把握し、必要な支援につなげることが課題となっています。

今後の方策

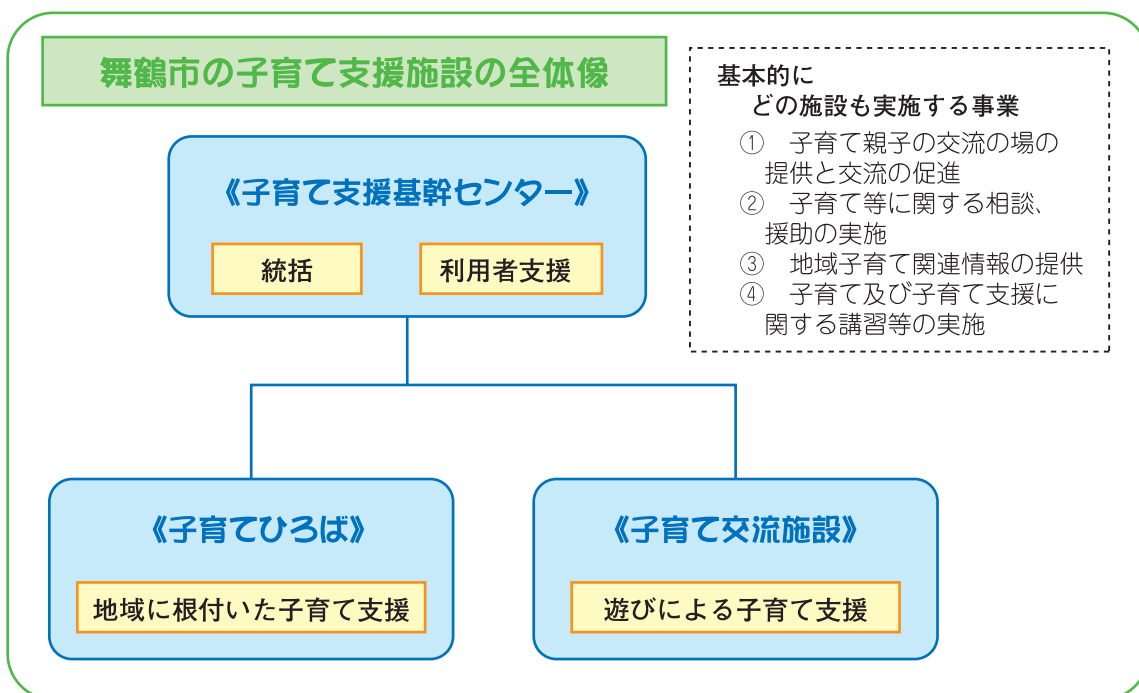
幼稚園・保育所（園）、保健センター、地域子育て支援拠点等の子育て支援関係機関や医療機関、地域が、連携をさらに密にして、地域の中で子育てに不安を持っている世帯を把握し、保護者が子育てについて学ぶ機会の創出に努めます。

また、子育て支援関係者に対する研修会の開催等による人材育成の取り組みとともに、高等教育機関との連携により、高校生など次世代の親が子どもを産み育てたいと思えるような学びや乳幼児と触れあう機会の創出に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援基幹センター)	親同士が交流する場を提供するとともに、子育てについて気軽に相談したり学べるよう、子育て講座の開催や子育て支援者研修会の開催に努めます。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	子育てについて学べるよう、子育て講座の開催やわかりやすい子育て関連情報の提供に努めます。
地域子育て支援拠点事業 (子育て交流施設)	子育て中の親子が気軽に集い、あそびをとおして交流する場を提供するとともに、家庭での「豊かなあそび」のプログラムや子育て関連情報の提供に努めます。
子育て講習会開催事業	保護者を対象に、子どもとの良好な関係づくりや子育てのストレス軽減につながるよう、子どもの発達を促すためのスキル等を学べる講習会を開催します。
子育て支援関係者研修事業	子育て支援関係者に現代の子育てに対する理解を深め、より良い支援者になるための資質向上と人材育成を行います。

事業名	事業の概要・方向性
高校生と乳幼児親子とのふれあい交流授業	これから親になる高校生が、乳幼児や子育て中の親との触れあいを通じて、子どもに対する愛着や生命の尊さを感じ、将来結婚し、子どもを産み育てたいと思える機会を創出するとともに、子育て支援の現状等について学ぶ機会づくりを行います。
「家庭の日」の啓発	子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は重要であり、家族一人ひとりが家庭を振り返り、家族の絆を深め、子どもの健やかな成長を願う日として毎月第4日曜日を「家庭の日」として提唱し、普及啓発を行います。



(2) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

現状と課題

母子保健や子育てに関する情報提供は、母子健康手帳交付時や乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の機会を利用し、また、3歳未満の乳幼児をもつ転入世帯に対しても、幼稚園・保育所（園）・地域子育て支援拠点等が発行するチラシや子育て支援サービス等をまとめた「子育て応援ブック」を配布しています。

また、地域子育て応援情報サイト「そよかぜネット・まいたん」や舞鶴市ホームページなどのメディアを活用した情報発信も行っています。

相談については、子ども総合相談センター・保健センター等、子ども・子育て支援関係機関において実施しています。

その中で、市民にとってわかりやすい子育て支援サービスや子育てに関する相談窓口などの情報提供のあり方が課題となっています。

図表 22：地域子育て支援拠点・子ども総合相談センターでの相談状況（単位；件数／年）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域子育て支援拠点	136	254	282
子ども総合相談センター	2,038	2,733	3,894

今後の方策

市民ニーズに的確に対応し、必要な子育て支援施策につなぐことができるよう、各相談窓口の明確化や相談体制の強化を行うとともに、子育て支援サービス情報の整理、提供方法を工夫し、市民にわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
子ども総合相談センター	子育て、健康、医療、児童虐待、障害、不登校・非行など、子ども・子育てに関する様々な相談に相談員が対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、窓口の所在・業務内容等の明確化に努めます。
地域子育て支援拠点事業（子育て基幹センター）	子育てについての相談やより個別ニーズに合わせた地域の子育て支援情報の提供を行うとともに、子育て支援関係団体が、さらに連携強化できるよう交流の機会づくりに努めます。
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば・子育て交流施設）	子育てについての相談や子育て関連情報の提供等ができるよう努めます。
子育て応援情報サイト「そよかぜネット・まいたん」	各種子育て支援サービスや制度のお知らせ、子育て中の親子を対象としたイベント情報、子育て応援団体の紹介など、子育て支援に関するあらゆる情報を整理しタイムリーに発信するよう努めます。

(3) 子育て世帯の交流の場の充実

現状と課題

子育ての悩みは、他の子育て中の親子の様子を見たり、親子間で交流することで軽減されることから、幼稚園・保育所（園）、地域子育て支援拠点等が連携して、乳幼児をもつ保護者同士が交流する場の提供に努めており、保護者の参加も増加傾向にあります。

しかしながら、このような交流の場を知らなかったり、また、子育てに不安感や孤独感を感じながらも交流の場に参加しない保護者もあり、孤立してしまいがちな家庭が潜在する可能性があります。

今後の方策

交流の場に参加したことのない親子や気軽にどの親子も参加しやすくなるよう、事業目的や内容をわかりやすく周知し、より入手しやすい情報の提供に努めます。

また、平成 27 年度に開設予定の「子育て交流施設」においては、「豊かなあそび」を通して、いろんな世代の人が仲間になってつながり、地域へ広がる「あそび」の仕掛けづくりに取り組みます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
地域子育て支援拠点事業 (子育て基幹センター)	乳幼児とその保護者の総合的な支援を図るため、親同士が気軽に交流できる場や子育てサークルの育成等に努めます。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	乳幼児とその保護者が、地域の多様な世代と交流ができるよう、地域団体と連携して、地域での子育て支援活動に積極的に取り組みます。
地域子育て支援拠点事業 (子育て交流施設)	子育て中の親子同士をはじめ、多世代のいろんな人が気軽に集い、遊びをとおして交流できる施設として、利用しやすい施設運営に努めます。

【施策3】 安心して産み育てられる環境づくりの推進

豊かな子どもの育ちのため、親と子のかかわりが始まる妊娠期から、出産前後まで、切れ目のない包括的な育児支援とともに、母子の心身の健康の保持・増進に努めます。

また、子どもの健康管理や急な体調不良時の対応、子育て世帯への経済的負担の軽減などにより、子どもが健康に育つための取り組みの推進に努めます。

（1）妊娠期・出産前後の支援の充実

現状と課題

母子健康手帳の交付や新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業等の実施により、妊娠中から、出産後にかけてのサービスの充実に取り組んでおり、行政と医療機関や子育て支援センター等の子育て関係機関と連携がとれた支援も徐々に増えてきています。

しかし、中には、現実に子どもを目の前にしてのとまどいや第2子出産以降の上の子どもとのかかわり等で悩む母親もあり、出産前後の切れ目のないサービスとともに、行政や関係機関・地域が一体となった支援体制の構築が必要となっています。

今後の方策

現在の支援施策に加え、全ての母親が安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産・産後の支援、特に、妊娠後半から出産後1～2か月の母子の心身の健康状況や育児不安、育児環境等の状況を把握し、必要な支援体制を検討していきます。

また、妊娠中から、リスクの高い特定妊婦等が早期に支援につながるよう医療機関との連携を密にして、子育て関係機関とともに、産後の育児不安や子育ての孤立化を防ぎ、母子ともに健康で安心して子育てできるよう、切れ目のない包括的な育児支援体制の構築とさらなる充実を図ります。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
不妊・不育治療給付	不妊治療・不育治療の保険診療費や人工授精、男性不妊にかかる手術の医療費の自己負担分の1/2（上限あり）を助成します。
妊婦健康診査	妊婦の健康管理と健診費用負担の軽減のため、妊婦健康診査受診票を交付します。
妊婦相談	母子手帳の交付時や電話、訪問等により随時相談に応じます。
母子栄養強化事業	低所得階層の妊産婦及び乳児（該当要件あり）に対して、牛乳・粉ミルクを給付するとともに、経済的にリスクのある妊産婦の支援につなげます。
^{※20} 産褥入院	出産に係る退院後、さらに保健指導を必要とする母子に対し医療機関等への入院費用の一部を助成します。
妊産婦歯科健康診査	歯周病にかかりやすい妊産婦の口腔の健康を保持増進し、早産や低体重児出産、むし歯菌の母子感染等の予防を目的に歯科健康診査を1回実施します。

事業名	事業の概要・方向性
育児準備教室	初産婦と夫に対して妊娠中から育児に対する意識を高め父親の育児への協力体制をつくることを目的に沐浴実習や妊婦体験等を実施します。
妊産婦・新生児・未熟児訪問指導	助産師・保健師が訪問を行い、妊婦・産婦・新生児・未熟児への育児に関する助言や保健指導を実施し、必要に応じて関係機関と連携し継続的な支援を実施します。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、必要な情報提供や養育環境等の把握を行い、今後も支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携をとり適切な支援につなげます。

(2) 母子の心身の健康の保持・増進

現状と課題

病気や障がいの早期発見や母子の心身の健康の保持増進を目的に、乳幼児健康診査や各種母子保健教室を実施する中で、広く子育て全般の相談支援体制に取り組んできていますが、その中で、親の生活スタイルの影響等により食事や睡眠などの子どもの生活習慣の乱れが大きくなっていることや、中には子どもの成長発達・育児に対して過度に不安が高かったり、子どもとうまく接することができないといった育児面の課題も見られます。

また、新生児訪問や乳幼児健診等を通じ、親の心身の健康状態の把握を行うとともに、各種健診等の受診勧奨を行い、疾病の予防や早期発見にも努めています。

今後の方策

子どもの正しい生活習慣の確立に向け、社会全体で取り組んでいけるようあらゆる機会を通じて啓発していくとともに、乳幼児健診や各種母子保健教室等を通じ、親子共に個々の課題に対し、健康で安心して子育てができるよう支援していきます。

また、必要な支援に向けて、関係機関や地域との協働の中でネットワークづくりにも努めていきます。

さらに、感染の恐れのある疾病の発生やまん延を予防するために、予防接種の接種勧奨に引き続き取り組んでいきます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
乳幼児健康診査	3か月・10か月・1歳6か月・3歳児健診を実施し、子どもの心身の発育や育児状況、親の健康状況、予防接種の接種状況などを把握し、安心できる子育てを支援します。
予防接種	ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・不活化ポリオ・BCG・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・子宮頸がん予防等の予防接種を実施するとともに勧奨を促進します。
歯っぴースマイル教室	むし歯予防を目的として2歳と2歳6か月児に対し、歯科健診・フッ素塗布やブラッシング指導を実施します。
幼児むし歯教室	正しいブラッシングや予防習慣を身につけるため、市内の幼稚園や保育園においてブラッシング指導や希望園においてフッ化物洗口を実施します。
離乳食・幼児食教室	発達段階に応じた離乳食が順調に進むよう、また、栄養・食の大切さを学ぶことを目的に実施します。
健やか育児相談・電話相談	就学までの乳幼児を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施します。
乳幼児の訪問指導	健診の未受診や、経過観察が必要な乳幼児を対象に訪問による保健指導を実施します。必要により医療機関や保育所等の関係機関とともに継続的な支援を実施します。
妊産婦歯科健康診査	早産や低体重児出産、むし歯菌の母子感染等予防を目的に妊娠中から出産後1年間までの期間に1回実施します。
心の健康相談	子育ての悩みや・うつ・育児不安等について、臨床心理士が個別相談に対応し、必要な支援につなげます。

(3) 健康に育つための取り組みの推進

現状と課題

子どもの健康の保持・増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、医療費の一部負担金の助成を実施しています。

また、子どもの健康管理や急な体調不良の際の診療など、安心して生活するために子どもの急病への対処法を示したパンフレットや市内の医療機関を示したマップを作成し、乳幼児健診での配布や医療機関、保育所（園）等の子育て関係施設へ配布しています。

今後の方策

平成 26 年 9 月から、従来の小学校卒業までの医療費助成に加え、中学生の入院にかかる助成を開始しており、今後は、中学生の通院にかかる助成について検討していきます。

また、継続して小児医療啓発パンフレット「こんな時どうするの？子どもの急病への対処法」や「まいづるお医者さんマップ」を発行し、意識啓発に努めていきます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
子育て支援医療費助成	中学生までの入院、小学生までの通院にかかる医療費の助成を実施します。
子どもの救急電話相談の普及啓発	通常の診療時間内での受診の啓発を図るとともに、夜間や休日に子どもの急な体調不良への対処方法や、医療機関への受診の判断などに役立てていただくための電話相談（# 8000）の普及啓発に努めます。
お医者さんマップの作成	必要な時にまずは身近な医療機関に受診できるよう、医療機関の診療科目や診療時間・場所などの情報をマップで紹介します。
「かかりつけ医」を持つことの普及・啓発	日ごろの健康管理や急な体調不良の際の診療など、安心して生活するために「かかりつけ医」を持つことの大切さなどについて啓発に取り組みます。

【施策 4】 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

成長や発達に課題のある子どもへの支援の充実に努めるとともに、家庭での児童虐待の防止や解決に向けた対応や相談の体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭の子どもの安定した生活を保障するため、ひとり親家庭に対して、生活相談や経済的支援などのニーズにあった支援に努めます。

（1）成長や発達に支援が必要な子どもの施策の推進

現状と課題

成長や発達に課題がある子どもについては、乳幼児期から保護者と一緒になって早期発見・支援として、保健センターや幼稚園・保育所（園）、そして、京都府立舞鶴支援学校・舞鶴こども療育センターや児童発達支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、市全域における一体的な支援体制を整える一方、幼稚園・保育所（園）に従事する職員の研修を実施してきました。

今後は、現在の各取り組みの内容の評価・改善を図ること、特に、幼児期から学齢期の移行支援、学校卒業後の進路・就労にかかわる相談支援の充実などに取り組むことが必要になっています。

今後の方策

障がいや発達に支援が必要な子どもの早期発見・支援への取り組みについては、市の独自施策を実施してきたことから、外部の専門機関の評価を受けるなど支援内容や支援体制の評価・改善に努めるとともに、就学先への丁寧な移行支援に努めていきます。

また、子どもの障害福祉サービスについては、ニーズに合ったサービスとなるようサービス内容や受入体制などを検討し事業の充実に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
のびのび教室・すくすく教室・にこにこルーム	言葉の発達や行動面に課題のある子どもが、小集団の中で様々な遊びの楽しさを経験するとともに、保護者が、親子で遊ぶ機会を通じてかかわり方や遊ばせ方を学べる教室を開催し、就園につなげる取り組みの充実に努めます。
「にじいろ」個別支援システム	関係機関の専門家で構成する巡回メンバーにより幼稚園や保育所（園）を巡回し、支援を必要とする子どもへの適切なかかわり方やその子を取り巻くクラスの運営方法に至るまで幅広く助言を行い、必要に応じて専門機関に接続する支援体制の充実に努めます。
発達支援ファイルの普及啓発	保護者や利用者が子どもの発達状況を適切に把握し、その軌道を記録したファイルの活用方法や目的について理解を深めてもらうとともに、支援のつながりのツールとして利用する取り組みを推進します。

事業名	事業の概要・方向性
発達支援研修（リーダー・ソーシャルスキルトレーニング研修）	幼稚園教諭や保育士を対象に、障がいや発達に課題がある子どもの支援に対して各園等での中心的な役割を担うリーダーの養成研修や障害の有無に関わらず、一人ひとりの社会性を育むことのできる保育手法（ソーシャルスキルトレーニング）の実践研修を実施します。
舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園の運営の支援	成長や発達に支援を必要とする子どもや市内の関係機関の中心的な施設として、相談やコーディネート、療育などを行うさくらんぼ園に対して運営の支援を行い、療育の推進に努めます。
発達相談	1歳半や3歳児健診の受診者のうち精神面で精密検査を要する子どもの発達チェックとそのかかわり方についての育児相談を実施します。
子どものほめ方教室	子どもとのかかわりや育てにくさを感じている保護者に、子どもをほめて育てる基盤づくりに努めます。
重度心身障害児への医療費助成	障がいのある児童（身体障害者手帳及び療育手帳保持者）の医療費に係る一部負担金を助成します。
自立支援医療（育成医療・精神通院）助成	障がいのある児童が身体の機能障害や精神障害を改善するため、指定の医療機関で医療を受ける場合に医療費の一部を助成します。
障害児支援利用援助・サービス利用支援	障がいのある児童に適切なサービスを提供するため、サービス利用計画書の作成支援や事業者等との連携に努めます。
児童短期入所（ショートステイ）	保護者の疾病等により一時的に家庭で養育することが困難な障害のある児童を短期間施設での預かりを実施します。
児童居宅介護（ホームヘルプ）	障がいのある児童を対象に、自宅で入浴、排泄、食事等の介助を実施します。
児童通所支援（児童発達支援）	未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を実施します。
児童通所支援（放課後等デイサービス）	就学している障がい児に授業終了後、または、休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進につながるよう支援を充実します。
日中一時支援（日帰り短期入所）	保護者等が疾病等により、家庭での監護を行う人がいない障がい児を一時的に預かり、活動の場の提供や見守りを実施します。
日中一時支援（就学児童等タイムケア事業）	特別支援学校に通う児童・生徒等を対象に、放課後や長期休業時の活動の場の提供や見守りを行い、保護者の一時的な休憩と就労支援を実施します。
小・中学校特別支援学級、舞鶴支援学校等の児童・生徒の交流	ふれあいレクリエーション・連合作品展の運営に対する経費を助成します。

事業名	事業の概要・方向性
理解促進研修や啓発事業の実施	<p>地域や家庭、学校、職場、市職員も含め、様々な機会をとおして障害福祉の理解と認識を深めるための取り組みを進めます。</p> <p>また、市の広報誌や出前講座等を通じた啓発・広報活動を行うとともに、関係機関が行う啓発事業やイベント等を支援します。</p>
就労に向けた関係機関とのネットワークづくり	<p>市内の企業、福祉事業所、関係機関が一体となった連携支援体制の構築により、学校卒業後の進路から就労後のフォローまで一貫した就労支援体制の拡充に努めます。</p>
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	<p>精神または身体に障がいのある児童に対して手当を支給します。</p>

(2) 児童虐待防止対策と相談体制の充実

現状と課題

子ども総合相談センターには、子育ての不安や悩みなどに関する様々な相談が寄せられますが、その相談件数は年々増加しています。

特に児童虐待に関する相談は、件数、割合とも増加しているとともに、内容も複雑化、深刻化しており、緊急対応を求められるケースもあります。

児童虐待の早期発見・対応、適切な支援のために、児童相談所・保健センター・学校等関係機関との情報共有と連携がますます重要になっています。

図表 23：子ども総合相談センターの児童虐待対応状況

(単位:延べ件数・人数/年)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待に関する相談件数	1,245	1,789	2,839
うち 来所相談	131	99	135
電話相談	1,034	1,614	2,380
訪問相談	80	76	324
新規相談者 実人数	102	140	134

今後の方策

増え続ける児童虐待ケースに対応するため、関係機関との情報共有と連携を密にし、適切な支援を行います。

また、児童虐待を未然に防止するため、児童虐待に関する普及啓発を行うとともに、出産や子育てに不安や悩みを抱える人が気軽に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
子ども総合相談センターと関係機関との連携強化	年々増加する相談事案に適切に対応するため、関係機関との情報共有と連携を密にして取り組みを強化します。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉、医療、保健、教育、警察、司法等の関係機関や関係団体で構成し、代表者会議、実務者会議を設置しています。 児童虐待ケースの進行管理を行い、関係機関の実務担当者で構成する実務者会議を毎月1回開催し、ケースに関する情報共有と支援策の検討を実施します。
児童虐待ケースフォロー会議	個別ケースに関係ある関係機関の担当者で構成し、必要に応じて開催し、適切な支援策の検討を行います。
児童虐待防止啓発	どのような言動や行為が児童虐待にあたるのかについて、また、通報の義務について保護者をはじめ広く市民に啓発し、児童虐待の未然防止に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

母子家庭、父子家庭といったひとり親家庭は、年々増加の傾向にあります。また、ひとり親家庭の中には、家庭の事情により働けない場合や仕事に就いても生活を安定させることが難しいなどの家庭があり、問題となっております。

今後の方策

ひとり親家庭の生活の安定化を図るため、相談活動や情報提供を充実させ、就業支援や経済的支援など個々のニーズにあった必要な支援に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立に向け就労に有利な資格を取得するための費用を助成し、就労やキャリアアップに努めます。 また、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談に応じて助言や情報提供を実施します。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の児童や父又は母が重度の障害の状態にある家庭の児童の健やかな成長を図るため、児童の父母などに対して手当を支給します。
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の18歳未満の児童とその父母などの医療費に係る一部負担金を助成します。
母子家庭奨学金の交付	父と生計が同一でないか、父が心身に障がいのある18歳未満の児童を養育している母などに奨学金を支給します。
ひとり親家庭の生活支援・相談	ひとり親家庭の交流の場や情報交換の場を設けるなど生活の支援を実施します。

【施策 5】 地域における子どもの育ちの支援と安心して子育てができるまちづくりの推進

安心して子育てができるよう、ニーズにあった子育て支援サービスのあり方の検討や、情報提供の工夫など、サービスの充実・推進に努めます。

また、地域全体で子どもの豊かな育ちにつながる子育て支援ができるよう、関係機関のネットワークの強化や各機関が役割を発揮できるよう活動支援などに努めるとともに、地域での見守り・声かけなど地域ぐるみの取り組みによる青少年の非行防止や犯罪被害防止の活動推進に努めます。

行政や地域だけでなく、企業や事業所における「仕事」と「子育て」の両立に向けた体制づくりや意識改革に対する啓発などに取り組むとともに、公共施設や公共交通機関等での子育てのバリアフリー化など、安心して外出できる環境の整備を進めます。

(1) 子育て支援サービスの充実

現状と課題

乳幼児をもつ親同士が交流する場の提供、子育てについての相談や地域の子育て支援情報の提供、親が安心して就労できる環境づくりを行うため、幼稚園・保育所（園）、学校、地域子育て支援協議会と連携し、乳幼児期から主に小学生にいたるまでの子どもの預かり事業を実施しています。

必要な人が子育て支援サービスを利用しやすい事業運営のあり方やわかりやすい情報提供が課題となっています。

今後の方策

子育て支援サービスを市民が利用しやすいよう、幼稚園・保育所（園）、学校、地域の子育て支援団体の関係機関との連携を密にして、子どもの預かりサービスの実施体制の工夫や強化に努めるとともに、チラシやホームページなどの各種メディアを活用して、わかりやすい子育て支援サービスの情報提供に努めます。

また、乳幼児をもつ親同士の交流機会の拡充、親自身の力を引き出す仕掛けづくりを行うなど、子育て家庭の不安や孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう子育て支援サービスの充実に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
地域子育て支援拠点事業	乳幼児をもつ子育て中の親同士の交流や親と子どもの遊びの場を提供し、子育てについての相談や子育てに関する情報の提供、助言など、利用者支援に努めます。 また、地域を中心とした子育て支援活動を担うとともに、多くの子育て家庭が利用しやすいよう拠点の周知・啓発を強化します。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	親の出産・疾病等により、家庭で子どもの養育が一時的に困難となる場合、児童養護施設で預かり必要な保護を行います。（短期入所生活援助事業）

事業名	事業の概要・方向性
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	親が仕事等で帰宅が常に夜間になる場合に、子どもを児童養護施設において預かり必要な保護を行います。 (夜間養護等事業)
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の子どもの預かり等の援助サービスを受けたい親を「お願い会員」とし、その援助を行いたい者を「まかせて会員」として、相互の援助活動に関する連絡調整を行い、子どもの保育所(園)等への送迎や終了後の預かりを実施しています。 働きたい親や介護中等の子育て家庭の支援として、困っている方が利用しやすいよう周知・啓発を強化し、また「まかせて会員」の確保に努めます。
一時預かり事業(幼稚園の預かり保育を含む)	親が就労、病気、冠婚葬祭等で、一時的に育児が困難になった時や、育児ストレスを軽減したい時に、保育所(園)などで乳幼児の預かりを実施します。 全認可保育園で実施していますが、受入定員の拡大に努めます。 また、全私立幼稚園で実施している在園児を対象として通常の教育時間以外の日及び時間においての子どもの預かりを、公立幼稚園においても実施します。
延長保育事業	保育所(園)を利用する保育時間認定を受けた子どもを対象に、保護者の希望により利用時間以外の延長保育を実施します。
病児保育事業	子どもが風邪をひいたり熱を出した時、仕事や急な用事で親が家庭において養育できない場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師、保育士等の専門スタッフが子どもを預かります。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	両親が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象として、その児童の健全育成と家庭と仕事の両立支援を図るため、平日の放課後、土曜日や小学校の長期休業期間等に学校の余裕教室等を利用して、安全に児童を預かる事業を実施しています。 今後は、放課後児童支援員の研修機会を拡大し、専門性の向上に努めるとともに、夏休みの長期休業期間に対応した、小学校区を超えて利用可能なクラブ施設の確保に努めます。
子育てサークルの育成	子育て中の親が、仲間づくりを行うサークルの組織化とその活動を支援し、親同士の交流や子どもとの関わりなど、子育てを学ぶ機会を創出するとともに親自身の力を引き出す取り組みになるよう努めます。

(2) 地域での子育て支援のネットワークの充実

現状と課題

^{※22}舞鶴子ども育成支援協会、^{※23}地域子育て支援協議会、自治会、民生児童委員、老人クラブ、^{※24}NPO等各種団体では、「地域の子どもは地域で育てる」を基本として、各団体の特徴を生かした子育て支援の取り組みが進められています。

しかしながら、地域の中での子どもの減少、異世代間交流の機会の減少など、地域での子育てに関する環境が大きく変化してきています。

また、共働き家庭やひとり親家庭の「小1の壁」^{※25}への対応、次代を担う人材を育成するため、小学校就学後の全ての児童が安全に安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりについての検討が必要になっています。

今後の方策

地域における子育て力の向上を図るため、地域における子育ての担い手である各関係団体が、効果的な活動ができるような支援と更なる相互の連携の強化に努めます。

また、地域において、小学校就学後の全ての児童が安全・安心に過ごせて、多様な体験活動等を行うことができるような放課後の居場所づくりについての対策を検討するなど、家庭や子どもたちを地域で支え、各関係団体の役割が発揮できる地域ぐるみの子育て支援に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
舞鶴子ども育成支援協会の活動支援	舞鶴子ども育成支援協会の活動に対する支援を実施します。
地域子育て支援協議会の活動支援	各小学校区の地域子育て支援協議会の活動に対する支援を実施します。
各種団体やNPOの支援	子どもや子育て支援にかかわるNPOや各種市民団体の育成、その活動を支援します。

(3) 青少年健全育成の取り組みの推進

現状と課題

次代を担う子どもたちが非行や犯罪に走ることなく、心身ともに健やかに成長できるように、学校や地域等と連携して青少年の健全育成の取り組みを実施しており、補導件数は減少傾向にあります。

しかしながら、地域での子どもとのかかわりが薄れてきている中、青少年の非行の低年齢化が見られるとともに、スマートフォン等情報機器の普及による有害情報の氾濫など、子どもの健全育成に対するさらなる取り組みが必要となっています。

今後の方策

家庭、地域、学校、行政等が連携を図りながら、子どもたちをみんなで見守り、また、子どもたちが見守られていると感じられる環境づくりを進め、問題行動の早期発見や習慣化・拡大化の未然防止に努めます。

また、インターネット上の有害情報や「危険ドラッグ」などから子どもを守るため、青少年にとって、望ましい環境づくりや意識啓発に努めます。

京都府「青少年の健全な育成に関する条例」により配置されている「社会環境浄化推進員」や、関係機関・団体と連携を図りながら、少年非行の未然防止や有害環境浄化活動に取り組みます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
少年補導委員非行防止活動	子どもの好ましくない行動の早期発見と問題行動の習慣化、拡大化を未然に防止するため、少年補導委員による子どもへの声かけを中心とした街頭補導活動を実施します。
青少年問題協議会	青少年問題に関する関係機関の協議会を設置し、相互の密接な連携を図ります。
青少年善行表彰	子どもが心身ともに健やかに成長することを願い、社会生活・教育・文化などの面で顕著な善行があったと認められる個人、団体を表彰しその善行を称えます。
有害環境浄化対策	社会環境浄化推進員により、書店、レンタルビデオ店、携帯電話取扱店などへの立入調査を実施するとともに、少年補導委員の協力を得て、コンビニエンスストアやタバコ販売店に対して未成年者喫煙防止の啓発を行うなど、有害環境から子どもを守るための取り組みを行います。

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

子どもが犯罪などの被害者となる事件が後を絶たない中、子どもを守るため、警察をはじめ、地域、学校、行政、関係団体などが連携した地域ぐるみの取り組みを進めています。

しかしながら、全国的には、スマートフォンの普及による出会い系サイトやコミュニティサイトを利用した犯罪や「危険ドラッグ」の青少年への広がりなど、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

今後の方策

子どもを犯罪被害から守るために、各小学校区ごとに組織されている身近な地域での見守り活動の支援など、地域、学校、PTA、行政、関係団体などが連携した地域ぐるみでの子どもを被害から守る活動を推進します。

また、地域、学校、関係団体が主体となって、子どもやその保護者等を対象に、犯罪に関する知識などを習得できる取り組みを推進します。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
子どもの見守り隊への支援	通学路における犯罪や事故を未然に防止するため、地域、学校、警察、保護者が協力して取り組む子ども見守り隊の活動を支援します。
まいづるメール配信サービスによる不審者情報の発信	まいづるメール配信サービスを活用して、不審者情報や子どもの安全に関する情報を保護者や地域の皆さんに電子メールで配信します。
青色回転灯搭載公用車の巡回活動・地域子育て支援協議会への設置促進	地域における防犯体制を強化するため、視覚的効果の高い青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを行います。 また、地域子育て支援協議会が行う自主的な防犯パトロールを促進するため、車載型青色回転灯の整備を支援します。

(5) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

現状と課題

女性の社会進出が進み、夫婦共働き世帯が増加傾向にある中、子どもを持つ男女が安心して子育てができるような環境づくり求められています。

制度面では「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」などの法律や制度も整備されてきましたが、女性の出産後の継続就業率や男性の育児休業取得率は低調に推移し、企業や事業所において、労働者が制度を利用しにくい状況にあることから、ワーク・ライフ・バランス^{*26}に取り組む体制づくりや意識改革が必要となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識も根強く存在しており、育児の負担が女性に偏りがちになっていることから、男女がともに協力しながら子育てできるようにすることが大切です。

今後の方策

子育てしながら働く人を支える環境づくりを促進するため、市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるとともに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家族を構成する男女が相互に協力して子育てする意識の啓発を行います。

また、事業所に対して、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の導入などのワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを働きかけるとともに情報提供等の支援を行います。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための意識啓発に努めます。 事業所に対して、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の導入などのワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを働きかけるとともに情報提供等の支援を行います。 また、就業支援センターを拠点に、国や府などの関係機関と連携して、子育て中の求職者を対象とした相談業務を展開するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に係る取り組みを行います。
性別にとらわれない子育て等に関する意識の普及・啓発	家庭や職場・地域等において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性・女性が相互に協力して、仕事や育児等にあたるよう、セミナー・講座の開催や情報誌の発行等に努めます。

(6) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

自動車などの車両と比較して弱い立場にある歩行者の中でも、特に子どもが、安心して安全に外出したり移動したりすることができる交通社会の形成が必要になっています。

また、公共施設について、市役所本庁舎においては、庁舎の改修工事に合わせて授乳室やトイレ個室へのベビーチェアの設置など、子ども連れの親子が安心して来庁できる市役所づくりに向けての施設整備を実施しました。

今後の方策

公共的施設や公共交通機関等については、今後も安心・安全で誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

警察をはじめとする関係機関や交通ボランティアなどと連携し、「人優先」の交通安全思想を基本とした段階的かつ体系的な交通安全教育及び交通安全に関する普及・啓発に取り組みます。

主な事業

事業名	事業の概要・方向性
人にやさしい道づくりの推進	子どもや妊産婦をはじめ、すべての人が安全に安心して利用できる道路や歩道の整備を関係機関と連携を図りながら推進します。
公共的施設のユニバーサルデザインに配慮した整備の推進	市庁舎については、より安全性の高いエレベーターへの改修や窓口業務職場の再配置による市民の利便性の向上など、安心・安全で利用しやすい施設整備を推進します。 また、他の公共施設についても、※27ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を推進します。
公共交通機関のユニバーサルデザインに配慮した整備の促進	路線バスにおけるノンステップバスや低床化バスの導入など、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備を促進します。
交通安全運動の推進	教育機関等と連携した自主的、効果的な交通安全教育及び交通事故防止のための活動を促進します。 また、各機会や媒体を利用した交通安全に関する広報活動の推進、全国及び府域一斉に取り組む交通安全運動を実施します。
子育て応援情報・子育てマップの提供	遊び場、幼稚園・保育所（園）、病院、公園等のマップや様々な子ども・子育て支援サービス情報をまとめた「子育て応援ブック」を作成し、関係機関に配布するとともにホームページ等のメディアを活用してわかりやすい情報提供に努めます。

第2章 ▶▶ 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画

1 確保等に関する計画策定の背景等

(1) 策定の背景

平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」において、子ども・子育て支援法第61条に基づき市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を作成することが義務付けられています。

このため、この計画の中で、「子ども・子育て支援事業計画」に該当する部分を、改めて、「幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」としてまとめました。

《子ども・子育て関連3法について》

子ども・子育て関連3法は、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に成立しました。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所（園）で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組み等を一本化

② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（^{※28}認定こども園法の一部改正法等）

^{※29}幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ

③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法等の関係法律を改正

(2) 策定の目的

平成27年度以降の5ヵ年の、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育及び地域子ども・子育て支援事業について、子育て中の保護者を対象に実施した、現在の利用状況及び今後の潜在的な利用希望等のニーズ調査結果をもとに、国の示す算定方法により「必要な事業量の見込み」を算出し、その需要量に対する事業の提供体制とその実施時期を明示した「確保方策（供給方法）」を記載した計画を作成し、本市の実情に応じた幼児期の学校教育・乳幼児期の保育及び地域子ども・子育て支援事業を適切に提供できる体制の充実を目指します。

(3) 確保等に関する計画に記載しなければならない事項

- ① 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供区域の設定
- ② 給付やサービス提供における保護者の就労時間の下限設定
- ③ 教育・保育提供区域ごとの各年度の
 - 教育・保育施設、地域型保育事業所^{※30}に関する必要利用定員総数、提供体制の確保の内容（供給方法）とその実施時期
 - 地域子ども・子育て支援事業の必要な事業量（需要量）の見込み、提供体制の確保の内容（供給方法）とその実施時期

《地域子ども・子育て支援事業について》

新制度では、子ども・子育て支援法において、共働き家庭だけではなく、全ての子育て家庭を支援するための子育て支援事業として「地域子ども・子育て支援事業」を以下のとおり定め、市町村において、それぞれの地域のニーズにあった事業を進めることとしています。

- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 一時預かり事業（幼稚園預かり保育含む）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 病児・病後児保育事業
- ⑥ 時間外（延長）保育事業
- ⑦ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑧ 妊婦健康診査事業
- ⑨ 乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 利用者支援事業
- ⑪ 養育支援訪問事業 など

- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2 計画の内容

(1) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法により、市が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域で、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、市町村が定めることとされています。

このため、この「提供区域」は、子ども・子育て支援に関する給付やサービスを提供する際の基本単位となり、今後は、区域ごとに「需要量の見込み」と「その提供体制の確保策」を定め、給付やサービス提供を進めることとなります。

本計画では、市全域を一つの区域として設定し、市の今後のニーズの変化に適切に対応した給付やサービス提供を推進します。

(2) 給付やサービス提供における保護者の就労時間の下限設定

子ども・子育て支援新制度において、保育給付等の対象かどうかを判断する際に必要な「保護者の就労の下限時間の設定」については、現行制度での実態を踏まえ、1ヶ月当たり48～64時間の範囲内で、市町村が、地域の就労実態等を把握して定めることとなっています。

現在、本市では、この下限を64時間としており、また、ニーズ調査においても就労している母親のうち、1ヶ月あたり64時間を超えて働く母親が9割を超えている結果となっております。

このため、本市における保護者の就労の下限時間を64時間と定め、保育施設等の量の見込みについては、64時間を基本として算出しています。

(3) 教育・保育事業

① 現状・課題

近年、少子化の進展、核家族や保護者の共働きの増加や就労形態の多様化等により、保育所（園）の利用児童数は増加傾向にあり、幼稚園では、全体的に減少傾向にありますが、待機児童なしを堅持しています。

表1：学校教育施設（幼稚園）の施設数及び利用者数の推移

(単位：施設数：ヶ所、利用人数：人/年)

	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	13	13	13	13
公立	1	1	1	1
私立	12	12	12	12
利用者数	1,373	1,353	1,352	1,356
公立	54	50	54	45
私立	1,319	1,303	1,298	1,311

(各年度5月1日現在、教育総務課資料)

表 2 : 保育施設(保育所(園))の施設数及び利用者数の推移

(単位:施設数:ヶ所、利用人数:人/年)

	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	17	18	18	18
公立	5	5	5	5
私立	12	13	13	13
利用者数	1,601	1,630	1,645	1,655
公立	382	367	370	356
私立	1,219	1,263	1,275	1,299

(各年度10月1日現在、子ども育成課資料)

※公立保育所は、27年度からは、東舞鶴地域にある3所を1所に統合し、計3所となる

※民間保育園の分園については、1施設として計上。

② アンケート調査より

平成25年11月に実施した「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果から見ると認可保育所(園)」と最も多く、次に、34.8%が幼稚園(預かり保育なし)、13.5%が幼稚園(預かり保育を定期的に利用)とほとんどの割合を占めています。

また、今後利用したい教育・保育事業については、「認可保育所(園)」が44.6%と最も多くなっていますが、幼稚園(預かり保育を定期的に利用)が33.7%、幼稚園(預かり保育なし)が31.3%がとなっており、幼稚園利用においては、預かり保育のニーズが高くなっています。

③ 認定区分

新制度では、教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合に、年齢と保育の必要性の有無に応じて、下の表3のとおり、1～3号の3つの区分の認定を受けることが必要になります。

表 3 : 認定区分の設定

認定区分	対象年齢	保育の必要性の有無	主な利用施設			
			幼稚園	認定子ども園	保育所	地域型保育施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	○	○		
2号認定 (保育認定)		必要とする		○	○	
3号認定 (保育認定)	満3歳未満			○	○	○

④ 各年度における幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容（供給方法）・実施時期

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、認定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。

平成 27 ～ 31 年度の児童数推計より利用児童数を見込んだところ、現在ある幼稚園や保育所（園）の設備を活用することで、「待機児童なし」の提供体制の確保ができるものです。

また、本市では、現在、認定こども園はありませんが、1号認定や2号認定で幼稚園利用意向の強い保護者の子どもは公立・私立の幼稚園での受け入れを、また、2号・3号認定の子どもにつきましては、公立・民間の保育所（園）で受け入れを進め、必要な定員を確保していきます。

表 4：幼児期の学校教育・乳幼児期の保育施設等の量の見込み及びその確保策・時期 (単位:人)

	27 年度			28 年度			
	3 - 5 歳		0 - 2 歳	3 - 5 歳		0 - 2 歳	
	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	
①量の見込み（必要利用定員総数）	1,207	906	704	1,151	866	706	
②確保の内容	認定子ども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	1,207	906	704	1,151	866	706
	地域型保育事業						
③確保の必要量（②-①）	0	0	0	0	0	0	
④幼稚園(実数)・保育所(定員数)	1,356	1,610		1,356	1,610		
⑤見込みと定員数の差（④-①）	149	0		205	38		

29 年度			30 年度			31 年度		
3 - 5 歳		0 - 2 歳	3 - 5 歳		0 - 2 歳	3 - 5 歳		0 - 2 歳
1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
1,149	864	698	1,131	851	690	1,130	850	679
1,149	864	698	1,131	851	690	1,130	850	679
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,356	1,610		1,356	1,610		1,356	1,610	
207	48		225	69		226	81	

(4) 地域子ども・子育て支援事業

上記(1)で設定した教育・保育提供区域である「市全域」における各地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを下記のとおり記載します。

① 地域子育て支援拠点事業

1) 事業内容

乳幼児を持つ子育て中の保護者同士の交流や親と子どもの遊びの場を提供し、子育てについての相談や子育てに関する情報の提供、助言その他の援助を行う事業

2) 現状・課題

「地域子育て支援センター」については、平成16～17年度にかけて東・中・西舞鶴の各地区に3ヶ所開設し、「親と子のひろば」は、平成21年度に東・西舞鶴の各地区に2ヶ所開設し、計5ヶ所で事業実施しています。

また、平成27年度には「遊び」を通して子育て支援に資する「子育て交流施設」を供用開始する予定です。

各拠点の利用者数は増加傾向にあり、子育て中の親子の身近な居場所となり、親同士の交流、育児相談、情報提供など前向きな子育てに繋がる取り組みを行っており、大きく孤立予防に寄与しています。

また、近くに親族や知人・友人がなく、在宅で育児し、子育てに悩み、不安を抱え潜在的に孤立化している子育て家庭に対して、拠点に、より気軽に足を運ぶことができるようなわかりやすい情報提供の方法が課題となっています。

表5：施設数と利用者数の推移

(単位：施設数：ヶ所、利用人数：人)

	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	5	5	5	5
利用者数	27,121	26,985	27,556	30,168

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

平成25年11月に実施した「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としており、量的には、現在の提供体制で確保できておりますが、平成27年度から供用開始する「子育て交流施設」を加えた6ヶ所で提供体制を確保します。

表6：地域子育て支援拠点事業の量の見込み及びその確保策・時期

(単位：人回/月)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	4,268 (6ヶ所)	4,260 (6ヶ所)	4,209 (6ヶ所)	4,155 (6ヶ所)	4,088 (6ヶ所)
②確保の内容	4,268 (6ヶ所)	4,260 (6ヶ所)	4,209 (6ヶ所)	4,155 (6ヶ所)	4,088 (6ヶ所)
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

1) 事業内容

ア 一時預かり事業（保育所（園））

保護者が、病気やけが、冠婚葬祭などで、一時的に育児が困難になった時や育児ストレスを軽減したい時に、乳幼児を保育所（園）などで預かる事業

イ 幼稚園の預かり保育（在園児対象）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合について、通常の教育時間以外の日及び時間において、幼稚園で一時的において預かり保育を実施する事業

ウ ファミリー・サポート・センター事業

（子育て援助活動支援事業・病児・緊急対応強化事業を除く）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する「おねがい会員」と当該援助を行うこと希望する「まかせて会員」との相互援助活動に関する連絡調整を行い、保育所（園）への送迎や終了後の預かりを行う事業

エ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事などによって帰宅が常に夜間になる場合に、子どもを児童養護施設において預かり必要な保護を行う事業（夜間養護等事業）

2) 現状・課題

ア・イ 一時預かり事業・預かり保育

一時預かり事業については、全認可保育所（園）18園で、預かり保育については、私立幼稚園12園で実施し、緊急又は一時的に保育が必要な保護者への保育サービスを提供しています。

近年、保育所（園）で実施している一時預かりでは、特に0歳児～2歳児の乳児を持つ保護者の利用が多くなっています。

課題としては、気軽に利用できるサービスとして市民からの評価は高いですが、園によっては、受け入れのための職員体制等が準備できないなど、必要な時に利用できない場合があること等であります。

表7：一時預かり事業の実施保育所（園）数及び延べ利用者数の推移

（単位：ヶ所、人）

	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	18	18	18	18
利用者数	2,961	4,590	3,814	4,086

（各年度末現在、子ども支援課資料）

表 8：預かり保育の実施私立幼稚園数及び利用者数の推移

(単位:ヶ所、人)

	24 年度	25 年度
施設数	12	12
延べ利用者数	42,594	45,705

(各年度末現在、教育総務課調)

※在園児を対象に早朝や夕方のほか、長期休業日の預かり保育をまとめたもの

ウ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳児健康診査等の機会を利用したチラシや会報誌の配布等により、広く市民に周知しており、会員登録者数や活動は定着してきています。

課題としては、まかせて会員の高齢化等による人数確保や障がいを持つ支援が必要な子どもの預かり対応等であります。

表 9：会員数及び活動件数の推移

(単位:ヶ所、人)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
会員数	631	691	745	796
おねがい会員	425	463	502	536
まかせて会員	153	172	186	197
両方会員	53	56	57	63
活動実績	2,041	2,196	2,044	1,109

(各年度末現在、子ども支援課資料)

エ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

児童養護施設の 2ヶ所に事業委託しており、保護者の就業形態が多様化する中、ショートステイと同様に近くに親族や知人がいない子育て家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。

表 10：施設数及び利用者数、延べ利用日数の推移

(単位:ヶ所、人、日)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
施設数	2	2	2	2
利用者数	559	643	595	537
延べ利用日数	4,843	4,633	4,107	2,893

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果を基に算出した数値（幼稚園在園児の預かり保育ニーズを含む）を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できておりますが、幼稚園の預かり保育について、すべての幼稚園で同等のサービスが提供できる体制を整備します。

各事業の実施ヶ所について、一時預かり事業は、公立保育所（3所）が平成27年度から1所に統合するため、2所減り、16保育所（園）で、預かり保育は、13幼稚園で、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は2児童養護施設となり、合計31ヶ所となります。

表 11：一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日／月）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	90,350 (31ヶ所)	87,094 (31ヶ所)	86,689 (31ヶ所)	85,429 (31ヶ所)	85,039 (31ヶ所)
②確保の内容	90,350 (31ヶ所)	87,094 (31ヶ所)	86,689 (31ヶ所)	85,429 (31ヶ所)	85,039 (31ヶ所)
③確保の必要量 ②－①	0	0	0	0	0

※民間保育園の分園についても、1施設として計上

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表 12：子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日／週）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	16 (1ヶ所)	16 (1ヶ所)	15 (1ヶ所)	15 (1ヶ所)	15 (1ヶ所)
②確保の内容	16 (1ヶ所)	16 (1ヶ所)	15 (1ヶ所)	15 (1ヶ所)	15 (1ヶ所)
③確保の必要量 ②－①	0	0	0	0	0

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

1) 事業内容

保護者の出産・疾病・看護等の理由により家庭の子どもの養育が一時的に困難となる場合、児童養護施設等で預かり必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）

2) 現状・課題

児童養護施設の2ヶ所に事業委託しており、一時的・緊急的な事由により、特に近くに親族や知人がいない子育て家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。

主な課題としては、急な利用の申し出に対しては、実施施設において宿泊を伴う預かりの体制が整わない場合があることや乳児（0歳～1歳）の預かりが困難な場合があること等であります。

表 13：子育て短期支援事業「（ショートステイ）の実施施設数及び利用者数、延べ利用日数の推移

（単位：ヶ所、人、日）

	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	2	2	2	2
利用者数	69	105	59	85
延べ利用日数	237	358	209	297

（各年度末現在、子ども支援課資料）

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表 14：子育て短期支援事業「（ショートステイ）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日／年）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	93 (2ヶ所)	91 (2ヶ所)	90 (2ヶ所)	89 (2ヶ所)	88 (2ヶ所)
②確保の内容	93 (2ヶ所)	91 (2ヶ所)	90 (2ヶ所)	89 (2ヶ所)	88 (2ヶ所)
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

④ 病児・病後児保育事業

1) 事業内容

子どもが風邪をひいたり熱を出した時、仕事や急な用事で保護者が家庭において養育できない場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師、保育士等の専門スタッフが子どもを預かる事業

2) 現状・課題

平成 22 年 10 月から、医療法人岸本病院に委託し病児保育を実施しており、近くに親族や知人がいない子育て家庭のニーズが高く利用者は年々増加しています。

課題としては、1 日定員が 6 名であり、冬季など季節によっては予約が集中する場合がありますなど、利用ニーズに応えられない場合について等であります。

表 15：病児保育事業の実施施設数及び延べ利用者数

(単位：ヶ所、人)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
施設数	1	1	1	1
延べ利用日数	215	695	693	804

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

不定期な病児・病後児保育事業は一時的・緊急的な利用であり、あれば利用したい意向が高いですが、病児保育については、ここ数年の利用傾向を見ても現状定員（1 日定員 6 人 × 240 日）に満たない状況です。

このため、定員ベースを量の見込としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

また、病後児保育につきましては、今後検討することになります。

表 16：病児保育事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人日／年)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)
②確保の内容	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)	1,440 (1 ヶ所)
③確保の必要量 ②－①	0	0	0	0	0

⑤ 時間外（延長）保育事業

1) 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間帯において、保育を実施する事業

2) 現状・課題

平成 26 年度現在、公立保育所 2 所及び民間保育園 11 園において、11 時間の長時間保育を行い、さらに 1 時間の延長保育を実施しております。

利用者は、年々増加傾向にあり、全体として必要な保育士の確保が課題となっています。

また、子ども・子育て支援新制度では、保育標準時間の 11 時間保育と保育短時間の 8 時間保育の 2 区分となるため、短時間保育に係る延長保育については、最大で 4 時間になることが想定されます。

表 17：実施園数及び利用者数の推移

(単位:ヶ所、人)

	23 年度	24 年度	25 年度
実施園	13	13	13
公立	2	2	2
私立	11	11	11
利用者数	595	620	893
公立	144	149	149
民間	451	471	744

(各年度末現在、子ども育成課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果による量の見込みが、現状の利用者数より少ないため、量的には、現状の利用者数から推計して量の見込みとし確保に努めます。

表 18：時間外（延長）保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位:人/年)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	740 (16ヶ所)	720 (16ヶ所)	710 (16ヶ所)	710 (16ヶ所)	700 (16ヶ所)
②確保の内容	740 (16ヶ所)	720 (16ヶ所)	710 (16ヶ所)	710 (16ヶ所)	700 (16ヶ所)
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

⑥ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

1) 事業内容

平日の放課後、土曜日や小学校の長期休業期間等に学校の余裕教室等を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を安全に預かり、児童の居場所確保と健全育成、保護者の家庭と仕事の両立支援を図る事業

2) 現状・課題

利用者数は年々増加しており、そのニーズに対応するためクラブ数を増設し、待機児童なしを堅持しています。また、一時的に利用者ニーズが急増する夏休み期間に対応した児童クラブの臨時開設を平成 25 年度から実施しています。

主な課題としては、利用者の増加傾向に加え、利用対象児童が「概ね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されることによる施設確保について、必要に応じた対応をしていくこと等であります。

表 19：放課後児童クラブ数及び利用者数の推移

(単位：ヶ所、人)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ク ラ ブ 数	20	24	25	25
地 域	19	23	23	23
法 人	1	1	2	2
利 用 者 数	543	570	590	651
地 域	500	522	514	548
法 人	43	48	76	103

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表 20：放課後児童クラブの提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人／年)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	644 (26ヶ所)	632 (26ヶ所)	618 (26ヶ所)	607 (26ヶ所)	583 (26ヶ所)
②確保の内容	644 (26ヶ所)	632 (26ヶ所)	618 (26ヶ所)	607 (26ヶ所)	583 (26ヶ所)
③確保の必要量 ②－①	0	0	0	0	0

※ 26 年度からクラブ数は、1ヶ所増設し 26ヶ所となっている。

⑦ 妊婦健康診査事業

1) 事業内容

妊婦の健康管理の向上を図るため、医療機関で実施する妊婦健康診査の受診に係る費用を助成する事業

2) 現状・課題

妊婦健康診査の受診券の使用率は、平成 25 年度は 70.2% となっており、使用されない理由としては、予定日より早い出産や入院などにより妊婦健診が不要になる場合や、里帰り先での受診等となっています。

課題としては、定期受診の中でリスクの高い妊婦が早期支援につながるよう医療機関との連携を密にすることが必要です。

表 21：妊婦健康診査の受診数等の推移

(単位：人数、枚数、人数、%)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
妊婦健康診査 受診券交付人数	839	833	814	856
受診券の交付枚数	21,856	23,197	22,653	23,782
延べ受診人数	16,500	17,157	16,726	16,690
交付後の使用率 (%)	75.5	74.0	73.8	70.2

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果を基に算出した児童数将来推計値から、転出入の異動者等を見込んだ数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表 22：妊婦健康診査の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人/年)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	780	775	770	755	740
②確保の内容	780	775	770	755	740
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

1) 事業内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てや子どもに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては関係機関との連携により、適切な支援に結び付けるなど、安心して地域で子育てができるように支援する事業

2) 現状・課題

平成24年7月から子育て家庭の身近な地域に居住する民生児童委員や主任児童委員が地域と家庭をつなぐことも目的として訪問しています。

訪問を受けた家庭からも喜びの声が聞かれ、子育て支援情報の提供により地域子育て支援拠点の利用が増えるなどの成果がみられています。

表 23：乳幼児家庭全戸訪問事業の実施状況 (単位:件、%)

	24年度	25年度
訪問件数	416	707
訪問率	70	90

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果を基に算出した児童数の将来推計値を見込み量として、100%の訪問に努めます。

表 24：乳幼児家庭全戸訪問事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (単位:人/年)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	729	721	712	698	687
②確保の内容	729	721	712	698	687
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

⑨ 利用者支援事業（新規）

1) 事業内容

子どもや保護者の身近な場所に、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業についての情報提供や必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行い、子育て家庭が適切な施設や多様な事業を円滑に利用できるよう、「利用者支援専門員」を配置し支援する事業

2) 現状

国において、子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で、新たに創設された事業ですが、現在、既にまいづる子育て支援基幹センターを中心に、本事業内容の一部を取り組んでいます。

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

現在の取り組みを、更に充実することにより、子育て家庭が適切な施設や多様な事業を円滑に利用できるよう、利用相談及び各種情報提供等を継続していきます。

表 25：利用者支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

(単位:ヶ所)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

1) 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

2) 現状

乳幼児健診や、こんにちは赤ちゃん事業等で把握した支援が必要な家庭については、保健師が訪問や電話相談等の対応をしています。

また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対しては、子ども総合相談センターが支援の進行管理や調整を行うとともに、相談員が中心となり相談に対応しています。

3) 方向性

今後は、支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携を密にして適切な支援を行うとともに、家事援助等の支援についても検討を行っていきます。

⑪ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

1) 事業内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関の職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

2) 現状

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)については、児童虐待を未然に防止し、虐待を受けている子どもの早期発見と適切な保護を図るために、児童福祉・医療・保健・教育等、子どもの健全育成に関係する機関が互いに情報を共有し、連携して対応するための組織として「舞鶴市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、各事案に対して関係機関が連携して、定期的な進行管理や具体的支援とを行っています。

3) 方向性

今後については、年々増加傾向にある児童虐待事案に対しても迅速かつ適切な支援が行えるよう、関係機関間の更なる情報共有と専門性・連携強化に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

1) 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業（子ども・子育て支援新制度における新たな事業）

2) 方向性

保育の基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の利用に係る費用の助成については、今後検討することとします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

1) 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業（子ども・子育て支援新制度における新たな事業）

2) 方向性

既存の特定教育・保育施設において、量的には、必要な利用者定員総数を確保できていることから、新たな民間事業者の参入を促進する必要性は低いため、今後、既存施設における定員確保の状況や運営状況等をみながら検討することとします。

(5) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供

及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の学校教育・乳幼児期の保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者、家庭や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

① 質の高い幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供に関する事項

(認定こども園の設置数や設置時期等、普及に係る考え方など)

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校教育・保育（子どもの遊びや生活、学びの経験）を受けることができる施設です。

また、在宅で子育てをする家庭を含めた地域の子育て支援を行う拠点機能を果たす役割も担います。

こうした特性をふまえ、本市における認定こども園への移行については、子ども・子育て関連3法に則り、保育所（園）又は幼稚園の設置者の意向を尊重しつつ普及を図るものとし、子どもにとっての最善の利益を確保する観点にたって、その支援を行っていくこととします。

② 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続

(幼保小連携)の取り組みに関する事項

就学前児童の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所（園）、小学校の連携の充実に努めるとともに、教員、職員を対象とした研修会を実施します。

③ 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上等に関する事項

子どもを主体とした教育・保育を実施するため、公開保育、研修会の内容を充実し、幼稚園教諭・保育士のスキルアップを図ります。

④ 特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・乳幼児期の保育等を利用できるようにするための配慮に関する事項

専門機関のスタッフが幼稚園、保育所（園）を巡回し、支援が必要と考えられる子どもの集団生活の状況などを把握したうえで、個々に応じた環境整備や助言、支援員の配置への助成を行うとともに、支援員への研修を継続して実施します。

⑤ 地域子ども・子育て支援事業の推進方策に関する事項

親や子育てを支援する者が子育てに関して学ぶ機会、高校生等の次世代を担う若者の育成活動、子育てに関する相談や情報提供と子育て世帯の交流の場の提供などの充実に努めます。

第3章 ▶▶ 計画の策定・推進体制

本計画につきましては、今後の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関して必要となる事項や実施施策の状況を審議する機関として、教育・保育・子育て支援事業関係者や子育て中の市民等で構成する「舞鶴市子ども・子育て会議」を設置して、計画を策定することにしていきます。

計画の推進にあたっては、行政機関、市民、事業者、各関係団体といった、それぞれの主体がお互いの役割を理解し、自ら出来ること、パートナーシップを基礎とした連携・協働により実施するとともに、行政機関が市民のセーフティネットとしての役割を果たして事業を推進することが大切です。

1 計画策定の体制・経過

(1) 舞鶴市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	団体名等
1	会長 角倉 泰弘	舞鶴子ども育成支援協会 会長
2	副会長 山田 雅子	舞鶴市民生児童委員連盟 副会長
3	委員 弓削マリ子	元京都府中丹東保健所 所長
4	〃 渡部 克也	京都府中丹東保健所 福祉室長
5	〃 隍 政司	舞鶴市教育委員会教育振興部 部長
6	〃 前羽 仙圭	舞鶴市保健福祉部 部長
7	〃 藤原 隆一	舞鶴自治連・区長連協議会 副会長
8	〃 楠 文範	舞鶴市民間保育園連盟 理事
9	〃 真木 康則	舞鶴市私立幼稚園協会 会長
10	〃 國枝 裕美	舞鶴市PTA連絡協議会 母親委員長
11	〃 四方 卓磨	(一社)舞鶴医師会 理事
12	〃 新宮 美紀	(公社)京都府助産師会丹後支部長
13	〃 山崎 仁士	(社福)舞鶴市社会福祉協議会 事務局長
14	〃 公文 禮子	舞鶴市老人クラブ連合会 副会長
15	〃 瀬川 甫	舞鶴商工会議所 専務理事
16	〃 長柄 俊治	全舞鶴勤労者福祉協議会 理事長
17	〃 池内紀代子	舞鶴市少年補導委員連絡協議会 会長
18	〃 福田英都子	NPO法人まいづるネットワークの会 副理事長
19	〃 谷口 英子	NPO法人まちづくりサポートクラブ 副代表理事
20	〃 羽賀 仁望	市民公募
21	〃 山本 叔子	市民公募
22	〃 佐久間淳子	市民公募

(役職名は委員就任当時、敬称略、順不同)

(2) 舞鶴市子ども・子育て会議 開催経過

回	開催日	協議内容
第1回	平成25年 10月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▽会議の運営 ▽子ども・子育て新制度の概要 ▽子ども、子育てを巡る現状 ▽子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取組 ▽計画策定のスケジュール ▽市民ニーズの把握の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズアンケート調査の実施 ・子ども・子育て支援関係団体ヒアリングの実施 ・子ども子育てフォーラムの実施
第2回	平成26年 1月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▽子どもの成長・発達に関するアンケート調査の実施 ▽市民ニーズアンケート調査結果(速報・単純集計) ▽次世代育成支援対策推進後期行動計画(子育てアクションプランの進捗状況・評価及び課題) ▽子ども・子育てフォーラムの開催
第3回	平成26年 3月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ▽保育等の事業量の需要推計(量の見込み) ▽子ども・子育て支援事業計画の基本方向性(案) ▽子ども・子育て関連事業実施計画の内容(案)
第4回	平成26年 5月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▽子どもの成長・発達に関するアンケート調査結果 ▽地域子ども・子育て支援事業の事業量の需要推計 ▽教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保策(案) ▽子育て支援事業計画の基本方向性(案)
第5回	平成26年 7月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ▽新しい舞鶴市の子ども・子育て支援に関する計画の策定に向けて ▽子ども・子育て支援新制度に伴い、条例等で定める各基準(案)
第6回	平成26年 10月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ▽舞鶴市子ども・子育て会議の所掌事項 ▽子ども・子育て支援新制度における保育所(園)等の利用調整等 ▽子ども・子育て支援事業計画部分に係る教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保策(案) ▽子ども・子育て支援に関する新しい計画の骨子(案)
第7回	平成26年 11月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▽「幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画(案)」に対する意見募集の結果 ▽新しい舞鶴市の子ども・子育て支援に関する計画(案)の概要
第8回	平成27年 1月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ▽新しい舞鶴市の子ども・子育て支援に関する計画(案) ▽今後のスケジュール

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、P l a n (計画)、D O (実行)、C h e c k (点検)、A c t i o n (改善)のP D C Aサイクルにしたがって実施します。

Plan (計画)

- ▶本計画の策定にあたっては、市民、事業者や各関係団体等の意見を反映するため、舞鶴市こども・子育て会議において計画内容について協議するほか、計画(案)作成後にパブリック・コメント手続きを実施します。
- ▶計画策定後には、市の情報公開コーナーに配架や舞鶴市ホームページ等で公表します。



DO (実行)

- ▶行政機関、市民、事業者、各関係団体等が計画に基づき、子ども・子育て支援事業に取り組みます。



Check (点検)

- ▶舞鶴市こども・子育て会議において、子ども・子育て支援に関する総合的な計画の推進に関する必要事項や具体的施策の進行管理を行い、施策の進捗状況や市民意見等を踏まえ、計画の達成状況を評価します。



Action (改善)

- ▶計画の的確な進行管理を図るため、計画期間の中間年度にあたる平成29年度には社会情勢の変化等を勘案して、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。
- ▶計画の見直しにあたっては、舞鶴市総合計画など関連する計画との調整や舞鶴市子ども・子育て会議等の意見を踏まえて、現状把握や分析、課題の抽出、解決の方法等を整理し、今後の方向性や展開方策について検討します。



3 行政の推進体制

子どもの教育、保育や子育て支援に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。

そのため、市役所庁内の各担当課が役割に沿った施策を実施するとともに、子どもや子育て支援に関連する施策の連携を図るため、保健福祉部と教育委員会の担当課を中心とした「計画推進ワーキングチーム」を設置し、計画の進捗状況の確認や課題の整理と改善（案）の検討を行います。

また、現在、設置している「舞鶴市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理とその評価を行います。この会議での審議結果は公表し、市民・事業者などに対して計画の進行状況を周知します。

4 地域における推進体制

自治会をはじめとして、市内の子ども等にかかわる各種団体等で構成する「舞鶴子ども育成支援協会」や小学校区の各地域で組織されている「地域子育て支援協議会」など、地域で活動する団体は、地域における子どもや子育て家庭等の現状把握や行政機関が実施する子育て支援情報等の発信にあたっては、効果的な組織であります。

地域における子育て支援の更なる推進を図るため、このような地域活動団体、地域ボランティアグループやNPO等市民団体との連携を一層強化し、市民との協働による事業の推進体制を構築し、安全で安心に子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域づくりを推進します。

5 用語説明

番号	用語	説明
※1	次世代育成支援対策推進法・行動計画	<p>就労、結婚、出産、子育てを実現することが出来る環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことで、少子化と人口減少を克服することを目指し、総合的な施策の推進を図るため、平成15年7月16日に公布された10年間の時限法。</p> <p>すべての地方公共団体及び従業員301人以上の企業に対し、平成17年度から10年間の集中的・計画的取組みを促進するため、行動計画の策定が義務付けられた。</p> <p>平成26年4月には、改正法が成立し、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、法の有効期限を10年間延長、本法に基づく市町村行動計画等の策定は任意化されており、策定する場合であっても特定の事項のみの作成や、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして策定することも可能とする等の改正が行われた。</p>
※2	待機児童	<p>保育所(園)や放課後児童クラブの入所要件を備えているにもかかわらず、定員超過などの理由で入所できない児童のこと</p>
※3	合計特殊出生率	<p>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計し、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数のこと</p>
※4	非正規雇用 (非正規就業者)	<p>期間を限定し、比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態(臨時社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトなど)</p>
※5	子ども・子育て 関連3法	<p>平成24年8月成立</p> <p>①子ども・子育て支援法 ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
※6	新たな舞鶴市総合計画	<p>地方自治法に基づき、本市が目指すべきまちづくりの方向性を具体的に示し、戦略的な取組みを総合的に推進することを目的に策定した計画</p>
※7	舞鶴市地域福祉計画	<p>社会福祉法に基づき、地域における社会福祉の推進を図るために策定した計画</p>
※8	舞鶴市障害者計画・ 障害福祉計画	<p>障害者基本法及び障害者総合福祉法に基づき障害者福祉施策を総合的に推進することを目的に策定した計画</p>
※9	舞鶴市高齢者保健福祉計画	<p>老人福祉法及び介護保険法に基づき、介護保険制度をはじめとした高齢者施策を総合的に推進することを目的に策定した計画</p>
※10	舞鶴市男女共同参画計画	<p>男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的に推進することを目的に策定した計画</p>
※11	舞鶴市健康増進計画	<p>健康づくりのための施策をより効果的に展開することを目的に策定した計画</p>

番号	用語	説明
※ 12	M字カーブ	女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者））の割合が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するもの
※ 13	五感	目・耳・舌・鼻・皮膚を通して生じる五つの感覚（視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚）
※ 14	自己肯定感	「自分は大切な存在・かけがえのない存在」と思える心の状態
※ 15	生きる力	①「基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力」 ②「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」 ③「たくましく生きるための健康や体力」 など、知・徳・体のバランスのとれた力のこと
※ 16	ティームティーチング	教科指導において、複数の教職員が主に授業を進める教員と児童・生徒に個別に対応する教員などの役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、児童・生徒の個別の課題に応じた、きめ細かい指導方法
※ 17	食育	食に関する教育を指しますが、単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、地域の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育を含む。
※ 18	コミュニティ・スクール	学校と家庭・地域の人々が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協力しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み
※ 19	特定妊婦	若年、多胎、妊婦健診未受診者、妊婦の心身の不調、経済的問題等で妊娠期から支援が必要とされる妊婦
※ 20	産褥期	分娩がすんで、女性の体が妊娠前の状態に戻っていくための時期（期間）をいう。一般的に分娩後6週あるいは8週までの期間を指す。
※ 21	沐浴	生まれて間もない赤ちゃんは、抵抗力が弱いので生後1ヶ月頃までは、ベビーバスで身体を洗うこと
※ 22	舞鶴子ども育成支援協会	各小学校区において子育て支援活動を行う地域子育て支援協議会と市内の関係機関・団体が、市民総ぐるみで子育てしやすいまちづくりを進めることを目的に平成15年に設立された組織
※ 23	地域子育て支援協議会	地域ぐるみの子育て支援を担うために、平成15年に各小学校区単位に組織された団体の名称
※ 24	NPO	営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体（非営利組織）の名称
※ 25	小1の壁	主に働いている母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること
※ 26	ワーク・ライフバランス	ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること

番号	用語	説明
※ 27	ユニバーサルデザイン	まちづくりや商品のデザイン等について、能力あるいは障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法
※ 28	認定こども園	保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校（幼稚園）教育・保育（子どもの遊びや生活、学びの経験）を受けることができる施設
※ 29	幼保連携型認定子ども園	認可幼稚園と認可保育所（園）とが連携して一体的運営を行う施設
※ 30	地域型保育事業所	<p>子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育所（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育所（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育所 ・事業所内保育所（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

発行：平成27年3月

舞鶴市保健福祉部 子ども未来室 子ども支援課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

電話 0773-66-1008

FAX 0773-62-9897

E-mail : k-shien@post.city.maizuru.kyoto.jp